

令和 4 年 舟 形 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

舟 形 町 議 会

令和4年第4回舟形町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年12月2日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 12月6日 午前10時

応招議員（10名）

1番 叶内昌樹

6番 斎藤好彦

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 奥山謙三

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員（なし）

令和4年12月6日（火曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和4年第4回舟形町議会定例会第1日目

令和4年12月6日（火）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長 森 富 広	地域整備課長 伊藤 秀 樹
副町長 鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長 斎藤 雅 博
会計管理者 伊藤 茂 樹	総務課財政主査 佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長 佐藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	教 育 長 伊藤 幸 一
健康福祉課長 鍛冶 紀 邦	教 育 課 長 豊岡 将 志
住民税務課長 沼澤 一 征	農業委員会会長 叶内 栄 一
地域強靱化対策室長 伊藤 英 一	監査事務局長 相馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志	主 事 沼澤 靖 子
---------------	------------

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議員派遣の報告
日程第5 本期受理の陳情

陳情第8号 安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、国旗、弔旗に一礼をお願いします。

ご起立ください。国旗、弔旗に礼。

お直りください。ありがとうございました。

ご着席ください。

なお、今日、報道の機関より写真撮影の申出があります。許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、写真撮影を許可することといたします。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和4年第4回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。4番小国浩文議員、8番叶内富夫議員の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

会期の発言は、斎藤議会運営委員長よりお願いいたします。

6番 去る令和4年11月29日に開催されました議会運営委員会におきまして、令和4年第4回定例会の会期について協議した結果、本日12月6日から8日までの3日間とすることに決定いたしましたのでご報告申し上げます。

以上です。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、斎藤議会運営委員長報告のとおり、12月6日から8日までの3日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から8日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告並びに日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略をいたします。

日程第5 本期受理の陳情

議長 日程第5 本期受理の陳情を議題といたします。

陳情第8号 安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情について議題といたします。

陳情第8号については、議会事務局長より朗読説明いたします。

議会事務局長 議案書4ページをお開きください。

朗読させていただきます。

本期受理の陳情、受理番号8、受付年月日、令和4年11月21日。件名、安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情。趣旨、別紙のとおり。陳情者、山形県山形市青田南6番28号、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁様。

趣旨につきましては5ページになります。

<趣旨>

新型コロナウイルスによる感染拡大は、日本国内はもとより山形県内でも医療や介護の提供体制に深刻な影響を及ぼし、未だにその余波は続いています。これは、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員などの不足が根本的な原因です。こうした人手不足が長年続く状況を解消するためにも、OECD加盟国の平均を下回る看護師の賃金や、他産業と比べ月額で7万円近く低い介護職員の賃金など、医療・介護・福祉労働者（以下ケア労働者）の処遇改善が急がれます。また16時間を連続で働き続けなければならない過酷な長時間労働や、寝る間もない極端に短い勤務間隔などを解消するために、夜勤規制や労働時間規制を含めた実効性のある対策は喫緊の課題です。

山形県では8月3日に置賜を中心とした大雨被害が発生しましたが、こうした毎年のように発生する自然災害への対応や、新たな感染症などに備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院をはじめとする医療・介護・福祉等、公衆衛生施策のさらなる拡充は極めて重要な課題です。

以上の趣旨から、下記事項について国に意見書を提出するよう陳情いたします。

陳情項目

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、全てのケア労働者の処遇改善を実施すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交代制労働」に関わる勤務環境を改善すること。

①夜勤回数の制限、労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保など、勤務環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

②介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」や在宅・訪問看護の際の「1人体制」をなくし、複数体制とすること。

3. 今後起こりうる新たな感染症や災害等への備えとして、感染症医療・災害医療・救急含む一般医療等、それぞれの医療提供が滞ることのない、ゆとりある体制を地域の実情に合わせて国の責任で整備すること。

以上でございます。

議長 陳情第8号の審査については、会議規則第94条の規定により、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受けします。

町長 おはようございます。

本日、令和4年第4回舟形町議会定例会に当たり、ご挨拶を申し上げます。議員各位には、時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、11月24日午後6時40分頃、長沢地内において、町民の方を町民の方がはねて死亡させるという痛ましい交通事故が発生してしまいました。亡くなられた石川さんは、旦那さんと主にネギ80アールを栽培し、指導農業士として最上地区代表を務められ、町においても実践女性農業者として、農業再生協議会委員として舟形町の農業政策に貴重な多くのご意見を賜りました。石川さんが亡くなられたことは、返す返すも残念で痛恨の極みであります。心からご冥福をお祈り申し上げます。

町として、これから交通事故が多く発生する冬期間に入るため、町民が交通事故に遭わないように、また交通事故を起こさないよう、交通安全運動を徹底してまいります。

また、先般、11月29日に第4回大人塾公開講座が開催されました。講師を務められたのは、聖徳大学名誉教授福留 強先生でありました。実は、昨年に庄内町の富樫町長から、福留先生が舟形町でぜひ「まちづくり」の講演をしたいから仲介してくれと何回も頼まれているということで、このたび、大人塾公開講座として実現したものでありました。私は、福留先生とは面識もなく、なぜ「まちづくり」の講演を舟形町で開催したかったのか分かりませんが、富樫町長によると、舟形町第7次総合発展計画を策定する際にお世話になった酒田交易文化大の伊藤先生と福留先生に交遊があり、伊藤先生から舟形町の話聞いて興味を持たれたみたいだということで、大変光栄なことであります。

公開講座に参加された方は残念ながら少数であり、福留先生には大変気の毒でありましたが、

先生からは大変貴重なお話を拝聴しました。特に、観光とは、地域の光（宝）を探し、地域の光（宝）を誇らしく示すこと、自分の町を「好きだ」と言える人が多くなることがまちづくりとか、知行合一「知識と行為は実態である」本当の知識は実践を伴わなければならないの話は、本当に感銘いたしました。

私も、町民の方の舟形町には何もないなどのネガティブな発言には、「そうですね、ないものはないです。これからもできないかもしれません。でも、ないものを数えないで、あるものを探しましょう。ないことを嘆かないで、あるものを磨きましょう」とポジティブに回答するようにしておりますので、先生のお話は百万の味方を得たようで心強く感じました。ぜひ、職員の皆さんにも聞かせたい講話でありました。

次に、9月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

（１）食の祭典ふながた若鮎まつりについて。

9月10日土曜日及び11日日曜日、食の祭典ふながた若鮎まつりをアユパーク舟形で開催しました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、過去2年間はふながた若鮎まつりを中止しましたが、今年度はドライブスルー販売だけでなく、鮎やマッシュルームの加工品などの当日販売や、会場には感染対策を講じた飲食スペースを設けるなど、コロナ禍の中でも一歩前進した新たな形で若鮎まつりを行いました。

当日は、焼き鮎や冷凍鮎、鮎天井を含め、昨年度を超える約1万1,300尾の鮎が食され、約3,100人の来場者が舟形町の秋の味覚を堪能されました。

来年度は、新型コロナウイルス感染症が収束することを願うとともに、第40回目の節目となる若鮎まつりが盛大に開催できるよう、実行委員会の皆様と準備をまいります。

（２）置賜地方大雨災害に伴う応援職員の派遣について。

令和4年8月3日水曜日からの豪雨により、山形県初となる「大雨特別警報」が置賜地方に発令され、記録的な降雨により多数の被害が発生したことから、山形県市町村広域総合応援に関する協定に基づく要請を受け、8月18日木曜日からの4日間、住民税務課から2名の職員を飯豊町に派遣しました。業務は、飯豊町内の202件の家屋の被害認定調査を行うもので、具体的には、3人1チームとなり、数チームに別れて被災家屋を回り浸水の深さを計測し、損害割合により全壊、半壊などの判定を行い、罹災証明を発行する支援を行ってまいりました。

今回の飯豊町のように、近年の被災市町村の例を見ますと、短期間に膨大な災害業務をこなすため、限られた内部の職員だけでは対応できず、外部からの応援は不可欠となってまいります。受援計画による体制を整えながら、災害対応を想定した訓練や研修を引き続き実施してまいります。

(3) リングロー株式会社との連携と協力に関する包括協定締結式について。

9月20日火曜日、「舟形町とリングロー株式会社との連携と協力に関する包括協定締結式」を舟形町役場で実施し、同社の碇 敏之代表取締役と共に協定書に署名を行いました。

この協定は、さらなる相互連携と協働による活動を推進し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展を目的とするものです。今後、パソコン教室などの町民のIT技術の向上、デジタル人材の派遣、町内小中学校のIT教育推進、役場庁内の情報セキュリティ強化、情報発信力の強化など、地域社会の活性化及び町民サービスの向上のためにさらなる連携を進めてまいります。

また、9月22日にリングロー株式会社より企業版ふるさと納税で寄附があり、10月1日から長沢集学校の甲州 剛校長を町会計年度任用職員として採用し、舟形町デジタル化推進計画の実現のため、デジタル人材としてその一翼を担っていただいております。

(4) 舟友祭講演会について。

10月29日土曜日、舟形中学校において「令和4年度舟友祭」が開催されました。

毎年恒例の合唱発表は、生徒たちの熱い思いのこもった歌声と輝かしい姿が芸術の秋を感じさせてくれました。

また、舟形中学校を卒業後、山形東高等学校、さらには東京大学大学院へと進み、現在は文部科学省研究開発局原子力課業務係長として活躍されている長澤幸祐さんをお招きし、「明日から使える科学的思考 舟形中学校卒業から15年を振り返って」と題して、学生時代の考え方や行動で自分の未来がどう開けたか、実体験を交えながら生徒目線で話していただき、思春期で悩み多い生徒たちの心に響くすばらしいご講演をいただきました。

(5) 令和4年度舟形町自治功労表彰式について。

11月1日火曜日、中央公民館を会場に、公共の福祉増進に尽くした功績が極めて顕著で他の模範として認められる方々を表彰する舟形町自治功労表彰式を開催しました。

今年度は、表彰の部において、成澤善一さん（横山）を町内会長満7年、株式会社八鍬建設代表取締役八鍬雅章さん（紫山）、株式会社大成技術コンサルタント代表取締役矢口喜美江さん（西堀）、有限会社舟形マッシュルーム代表取締役長澤光芳さん（経壇原）を寄附行為、リングロー株式会社代表取締役碇 敏之さん、株式会社サードウェーブ代表取締役尾崎健介さんを企業版ふるさと納税の寄附行為、大場茂春さん（内山）を人命救助の功績で7名の方々と、また感謝状の部として、眞見静子さん（舟形第4）を保護司満14年、澤内義明さん（洲崎）を住民自治活動への貢献で2名の方々の功績をたたえました。

表彰を受けられた皆様には、それぞれのお立場で舟形町の発展のためにご尽力を賜り、改めて感謝を申し上げます。

(6) 第30回舟形町東京友の会総会・舟形まつりの開催。

11月5日土曜日、東京都日暮里のアートホテル日暮里ラングウッドにおいて、第30回舟形町東京友の会・舟形まつりが開催されました。新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりの開催となりましたが、この日を楽しみにしていた約100名の参加者の皆様は、ふるさと舟形町の思い出話や互いの近況報告などを行っていました。町からは、私と八鍬町議会議長さんをはじめ計11名が参加し、親睦を深めてまいりました。総会後の懇親会では、町や商工会、町内企業から提供された景品がもらえるお楽しみ抽せん会に加え、山形県出身の女性歌手や町出身の歌手である矢沢澄夫さんらの歌謡ショーが行われました。最後は唱歌「故郷」を全員で歌い上げ、来年の再開を約束し盛会のうちに終了しました。

(7) I T地域活性化連絡協議会発足式について。

11月15日火曜日、東京都豊島区西池袋のリングロー株式会社で、I T地域活性化連絡協議会発足式が開催されました。

これは、おかえり集学校プロジェクトに関係する北は北海道函館市から南は熊本県阿蘇村までの19の市町村が会員となり、地域の特性を生かしたI T事業等の情報共有を目的としたものです。協議会の会長にはプロジェクトの1校目が舟形町であることから私が就任し、副会長には2校目の千葉県長南町長と3校目の富山県立山町長が選任され、今後の連携とさらなる可能性の創出を確認いたしました。

また、設立を記念して、文部科学省施設助成課より「みんなの廃校プロジェクト」について、奈良女子大学社会連携センターより「リングロー株式会社が地域に与える可能性」についての講演があり、長沢集学校の取組について取り上げられました。

(8) 令和4年度第2回町内会長会議について。

11月21日月曜日、中央公民館3階ホールにおいて、令和4年度第2回町内会長会議を開催いたしました。町内会長会議は例年4月と11月に開催しており、今回の会議では、地域整備課、健康福祉課、まちづくり課からこれからの降雪期に向けた雪対策関連の事業について説明を行い、デジタルファースト推進室からはスマホ教室の開催について説明を行いました。自助、共助、公助の精神に基づく降雪期における町内の安定した生活環境の維持とデジタルの推進による生活の利便性の向上について、町内会長の皆さんと情報の共有を図りました。

以上、8件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、報告案件についてが1件、一般会計及び特別会計補正予算について5件、条例の制定について3件、条例の設定について2件、人事案件が1件、以上12件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、9月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので説明は省略させていただきます、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしく願いを申し上げます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。2番荒澤広光議員。

2番 皆さん、おはようございます。

それでは、早速、一般質問を行います。

今回の質問の主題としまして、コロナと共存に向けた町の取組をと題して行います。

新型コロナウイルス感染症は、2020年1月15日に国内で初めて感染されて以降、山形県累計感染者数が本年11月13日現在で13万9,890名、死亡者数は233名が確認されております。昨日現在、12月5日現在では16万9,736名、死亡者数は265名に上っております。9月14日、全数把握見直し前の本町での累計感染者は300名と最上保健所で把握しております。

その後も、医療機関での陽性確認、感染不安のある無症状の方を対象にした県の無料検査、抗原検査キットを購入しての自己検査などで、自ら陽性者健康フォローアップセンターに登録し陽性と診断された方がいるものと推察されます。

1、過去に陽性と診断された方の後遺症の有無確認を行い、町として後遺症の実態を把握してフォローをする必要があるのでは。

2、感染不安のある方は、抗原検査キットを購入し自己検査を行い、職場や旅行に行っているものと思われそうですが、これからは安心して生活ができるように補助制度が必要なのは。

特に福祉施設に勤務している方は、大量に検査キットを購入して職場にウイルスを持ち込まない防御策を行っております。

3、インフルエンザ予防接種助成を、現在は生後6か月から満15歳までの方と65歳以上の方を対象に行っておりますが、コロナとの同時流行による医療機関の混乱を防止するため、インフルエンザ予防接種の助成対象を拡大する必要があると思います。

これからも新型コロナウイルス感染症と共存し、新しい生活様式で日常生活、職場、地域の行事等を行っていかねばならないと思います。

今後のコロナ感染症との共存に向けて、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、2番荒澤広光議員のコロナと共存に向けた町の取組をについてのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症については、先月22日に県内で過去最多となる2,207人の感染者が確認されるなど拡大傾向が続き、30日には吉村山形県知事が感染の第8波に入ったとの見方を示しました。

山形県での感染者数の把握については、今年の9月15日から全数把握の見直しが実施されたことにより、現在は市町村別の公表がされておりましたが、コロナ発生当初から9月14日ま

でに公表された町内感染者の累計は、質問にもあるとおり300名で県全体の0.31%であります。ただ、8月15日から9月14日までの全数把握終了前の1か月間では、町内感染者数は155名で県全体の0.38%になっております。また、9月15日以降に町が県から情報提供を受けている感染者のうち、70歳以上高齢者の感染者数を見ると、11月23日公表分までの約2か月で46名となっており、これは県全体の0.73%であります。全数把握終了前の直近1か月では、70歳以上の感染者数は25名で県全体の0.52%でしたので、県全体の中の割合で考えると若干増加の傾向にあります。重症化リスクの高いとされる高齢者の感染が増えている状況は心配されているところであります。

町では、これまで新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、換気や適切なマスクの着用、手洗い、密に注意した生活の励行、そして特に希望者へのワクチン接種には重点的に取り組んでまいりました。これまで12歳以上の町民における3回目ワクチンの接種率は90.5%で、現在行っているオミクロン株対応の2価ワクチンについては、11月28日現在で47.5%まで進んでおります。オミクロン株対応の2価ワクチンの集団接種は12月24日で終了する予定でありますので、引き続き希望者への速やかな接種を進めてまいります。

さて、質問の1点目であります新型コロナ感染後の後遺症についてであります。オミクロン株流行後の後遺症や継続期間、仕事や学校生活への影響などの把握を行うため、山形県による実態調査が11月7日から行われております。県のホームページから回答する形式となっており、新型コロナに罹患して2か月以上経過した県民が対象です。町のホームページからも回答できるようにしております。県では、この調査結果を踏まえ、コロナ後遺症に係る相談、診療体制のさらなる充実につなげるとしておりますので、町としても、問合せへの対応などできる範囲で協力してまいりたいと思います。

次に、質問の2点目、抗原検査キットの補助制度が必要ではないかとの点についてお答えします。

今年9月からの陽性者全数把握の見直しにより、医療用抗原検査キットによる自己検査で陽性を確認した場合でも、陽性者健康フォローアップセンターでの診断により、感染者と特定することができるようになりました。

抗原検査キットによる自己検査は、発熱などコロナの症状が出た場合のほか、濃厚接触者となった場合、帰省、旅行、イベントの前後、自宅待機期間等短縮のためのチェックなどに使用されることが多いと思いますが、職場内で感染が発生した場合や業務に従事するために必要な検査の場合は、施設や会社が責任を持って対応すべきであり、そのための検査キットは職場から配付されるものと考えておりますので、町としては、今のところ個人への検査キットの購入補助は考えておりません。

医療用抗原検査キットについては、新型コロナ流行当初では供給が不安定であったため、入

手が困難で価格も高かったと認識しております。しかし、1月に厚生労働省が抗原検査キットのメーカーなどに増産を要請するなどの対応を行ったことによって、供給量は増加し流通量も次第に安定してきているようであります。そのため、検査キットの種類によって価格が下がっているものがあり、今年4月の価格から4割程度安くなっている製品もあります。今年の8月末には、医療品医療機器等法に基づく国の承認を受けた抗原検査キットが手軽にインターネットでも購入できるようになりました。

社会活動や個人生活の不安を解消するため、検査キットの需要は増しておりますが、国の働きかけや規制緩和によって入手しやすくなってきており、自己検査のための負担感は軽減されていると感じております。

最後に、質問の3点目であるインフルエンザ予防接種への助成対象拡大についてお答えします。

当町では、免疫力が低く重症化リスクの高い中学生以下の小児や65歳以上の高齢者等に対するインフルエンザ予防接種の助成を継続して実施しております。議員ご提案の助成対象の拡大につきましては、新型コロナ感染症の流行が始まった令和2年、新しい感染症に対して情報も少なく不安が大きかった中、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行防止事業として、高校生から64歳までの町民に対してインフルエンザ予防接種への助成を実施しておりますが、新型コロナの特徴が次第に判明してきた中で、令和3年度、4年度においては、これまでどおり重症化リスクの高い年代を対象とした助成のみを行っております。

最上管内の動きもおおむね同様で、令和2年度には新庄市を除く管内市町村で高校生から64歳までの住民への助成対象拡大を行ったものの、今年度については対象を拡大している管内市町村は今のところありません。

町としては、インフルエンザワクチンには発病を抑える効果が一定程度認められているものの、最も大きな効果は重症化を予防することであると考えておりますので、今年度については、これまでどおり小児や高齢者といったより重症化リスクの高い町民に対して接種を促す施策を継続していく考えであります。

新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの日常生活は大きく変わることとなりました。毎日、自分の体調を確認することが習慣となりましたが、たとえ平時であっても、健康長寿に向けて健康管理の観点で必要なことなので継続していただきたいと思います。

県内では、依然として日々多くの感染者数が報告されていますが、先般、新型コロナ軽症者にも使える国産の飲み薬が緊急承認されるなど、医療も着実に進歩しており、今後への希望も感じております。町としましても、これまで取り組んできた対策や対応についてその経験を生かしながら、今後も町民の日常生活を守っていけるよう努力してまいります。

2番 大変丁寧な答弁ありがとうございました。

何点か確認する前ですけれども、私のほうで添付の資料ということで3つほどつけさせていただきました。

まず初めに、この資料について簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず、最初の資料1になります。

この数字と折れ線グラフですけれども、これは令和3年あるいは令和4年11月末現在までの最上管内におけるコロナ感染者数の推移を表した数値になります。11月の感染者数の数はちょっと赤字で書いておりますけれども、670名ということで10月の376名より大幅に増えていきますという折れ線グラフになります。

次に、下のピンク色の折れ線グラフですけれども、これは先ほど町長からも答弁のあった抗原検査キットの販売状況になります。これはあくまでも町内の薬局から売れた数になります。青い折れ線グラフですけれども、これは町内の福祉施設に販売した数になります。緑色の折れ線グラフに関しましては、個人で薬局に買い求めて販売された数になります。赤い折れ線グラフがこの2つをトータルしたときの販売の数になります。11月実績では454個。

このキットの単価ですけれども、いろいろありますけれども、4商品平均で1,468円です。454個にこの単価を掛け算しますと、11月で66万6,000円、10月に関しましては494個で72万5,000円ほど薬局では売上げが伸びているという言い方なのか、町民が今まで必要なかったお金を使っているというグラフの見方になります。

次に、資料2の説明を行います。

これは積み上げの棒グラフになっていますけれども、水色が9月15日以降に山形県全体で自己検査、自分でキットを買って、あるいは県の無料検査を行って陽性になった方の数になります。一番右端の棒グラフあるいは数字ですけれども、これは月の平均ですけれども、1日当たりの平均陽性者の数です。これは9月では97.8人、1日に発生しているような数字です。10月に関しましては120人、11月に関しましては310人というキットを使つての陽性者がこのぐらいいますよという数字になっております。ただ、これはあくまでもキットを使つて陽性になった方の数だけですので、これプラス、キットを使つて陰性になった方も当然おられますので、さらにキットの売上げといいますか購入量はかなり増えているものとこのグラフから見えると思います。

次に、資料3ですけれども、これは毎日テレビ、新聞で報道されていますけれども、毎日の陽性率になります。上の数値の塗り潰し、これが日曜日あるいは休日が塗り潰した日になります。突発で折れ線グラフが飛び出しておりますけれども、これは全て休み明け、月曜日あるいは旗日の休み明けは陽性率が多いという3か月間のデータになっているようです。

これが資料の説明ですけれども、まず初めにですけれども、今、町長のほうからコロナワクチンの町内の接種率のお話がありました。今現在行っております2価ワクチンですか、これ

が最終の集団接種が12月24日というところで、私もその日に案内もらっていますけれども、12月24日の日に予定の方が全部接種するとしたときですけれども、接種率は何%になる見込みなのか、把握していれば教えていただきたいと思います。

町長 あくまで予定であります、60歳以上ですと5回目、それからそれ以下の人であると4回目になるんですが、2価ワクチンの4回目と5回目を接種した人を合わせまして、ちょっと人数はあれですが、71.1%になる見込みであります。

2番 町の集団接種に関しましては、町長も職員と一緒に会場で業務を行ってスムーズな接種体制が整っているのではないかなと思っております。今月現在で71.1%を見込んでいるという答弁、分かりました。

それでは、今のは全体で71.1だと思えるんですけども、特に子供たちが今も感染がかなり出ているんじゃないかという情報あるんですけども、12歳以下の子供たちの接種の状況、分かっているならば教えていただきたいと思います。

町長 子供たちというところであるんですが、まず5歳から11歳と4歳以下ということで2つに分かれるんですが、5歳から11歳までの3回目の接種対象者が112人で、接種済みについては今現在で87人ということで77.68%になっております。

それから、6か月から4歳までの小児ワクチンの接種であります、対象者97人なんです、現在のところ、今のところはアンケートを取っているところなんです、ちょっと対象者、接種した方については私の資料ではないのであります。

健康福祉課長のほうから、人数については答弁させていただきます。

健康福祉課長 それでは、4歳以下のワクチン接種の状況について報告したいと思います。

こちら4歳以下につきましては、3回のワクチン接種が必要となりますが、現在2回まで進んでおります。2回目までワクチン接種をした乳幼児が今のところ12名ということで、対象者につきましては全体で97人ほどいらっしゃるということで把握している状況でございます。

2番 ありがとうございました。

次に、町内の感染者300名の先ほどの件に占める割合とか答弁あったと思うんですけども、特に70歳以上の方の感染者数の率に関しましては0.73%あるいは0.52%と、若干高いという町長の答弁あったんですけども、これの後遺症の相談ですけども、山形県でも11月からこういうホームページで回答できるような仕組みがされているようですけれども、町では町のホームページから県のホームページにリンクできるようになったのはいつからなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

町長 その件については、健康福祉課のほうから課長より説明をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 町のホームページのほうからリンクできるようになったのは、11月29日と記憶しております。

以上です。

2番 町のホームページから入って行って11月29日からということでもまだ時間はたっていないと思いますが、昨日、私もこの県のホームページあるいは町のホームページをのぞいてみて、後遺症のところの問診といいますかアンケートに入って行ってみたんですけども、これは大した、アンケートの内容そのものは年代は幾つなのか、男なのか女なのか、こういうふうな設問だったので特に大変難しいようなアンケートではなかったと思うんですけども、実際にこれに後遺症で悩んでいる方が町にいるのかいないのか、ちょっと今のところ分からないと思うんですけども、実際に町のホームページから県のホームページに高齢者の方で後遺症で悩んでいる方が入っていけるのかなとちょっと心配したところなんですけれども、その辺の認識をお聞きしたいと思います。

町長 高齢者については、やはりスマホであったりパソコンを使用するというのは厳しいとおもっております。その方については、直接役場の保健師さんのほうに相談が来ると。それを町のほうが県のほうに伝えるというようなやり方をしているとおもっております。

2番 後遺症で悩んでいる方がいなければいいと思うんですけども、念のためですけども、町独自で県のホームページに載っているようなアンケートの内容を紙ベースあるいは、多分、紙ベースのほうが一番やりやすいのかなと思うんですけども、紙ベースで全町民に対してそういうふうなアンケートを取るような考えがあってもいいのではないかと思いますけれども、その辺の考え方について教えていただきたいと思います。

町長 それも1つの方策とおもっておりますが、現在、後遺症で大変悩んでいるというようなご相談の件数についてはこちらのほうでもあまり把握していないという状況の中で、今現在、ワクチン接種を12月末までやっているということもありますので、それらのワクチン接種を終えた段階で、そういったことが必要なかどうかということを改めて検討してまいりたいと思います。

2番 やはり一度検討してもらって、本当に町民が感染をしてしまった以降、安心して暮らせているのか町としても把握していく必要があると思いますので、ぜひその辺よろしくお願ひしたいと思います。

次に、幼稚園、保育園、小学校、中学校の子供たちのコロナに感染してしまっって学校を休んでいる、あるいは家族がかかってしまっって学校を休んでいるという今現在の状況を教えていただきたいと思います。

町長 その件については、教育課より説明をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまご質問にあった今現在の保小中の状況についてでございますけれども、まずは9月頭に保育所の年中組で感染が広がりまして、その後、小学校のほうにも感染が広がり大分心配はしたんですけども、10月に収束を見せまして10月12日から中学校3年生が修学

旅行、東京の方面へ、あと11月8日から中学校2年生が東京方面へ修学旅行に行っておりまして。全て感染対策を実施した上で行えたことは大変よかったなと思っているところです。

今現在につきましては、学校内での広がりとかはまずない状況でありまして、家族からの感染であったり家族の方が陽性になって濃厚接触で休んでいるというものがちらほら見受けられる状況にあります。

以上です。

2番 やっぱり今まで昔からあった、例えば、修学旅行ですけれども、そういう対策を行ってやれたことというところは大変いいのではないかと考えております。

あと検査キットの話になりますけれども、学校のほうでも決め事がどうもあるようで、最終的には検査キットを使って陽性なのか陰性なのか判断をして、陰性で大丈夫だったら学校に登校できるという仕組みがつくられているようですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

町長 その件については、教育課より説明をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまの学校での対応についてというご質問だと思いますけれども、学校については、毎朝必ず小中学校、検温をして学校に報告ということが基本となっております。体温が高い場合には、まずは医療機関を受診することを勧めていることがまず第1点と、喉の痛み等の場合にも医療機関を勧めてはいるんですけれども、大事を取って休んでいただくという場合もございます。特に家族の方がという場合には検査等をするという場合もありますけれども、それぞれ事前にいろいろな体の状況を把握していただいた上で学校に報告をいただき、登校できる場合、休んでいただく場合ということで学校の養教の先生などから指示していただいているところでございます。

以上です。

2番 学校の決め事の中でも、抗原検査で陰性だった場合は3日目から解除というどうも決め事があるようで、これもやっぱり保護者の方が病院で1回診察してもらって、その後2回目の抗原検査キットあるいは3回目の抗原検査キットとかで判断しなければならないと思うんですけれども、その辺は今、多分、個人負担というところで買われて検査を行っているものだと思いますけれども、その辺、学校でそういう決め事をつくっているんだったら保護者の方への支給という策もあるかと思いますが、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

町長 その件につきましては、教育委員会より説明を申し上げます。

教育長 ただいまの質問でありますけれども、先般の教育懇談会の中でも、PTAのほうから検査キットの補助をしてもらえないかというような話もございました。実際に子供たちが朝学校に来たときに、当然、うちでも検温するんですが、対面でのすぐの体温で熱があれば、さ

つき課長が申し上げたとおり医療機関に受診を勧めます。

さっき言ったキットで陰性であれば3日後という話なんですけれども、基本かかったらフォローアップセンターのほうに連絡をしますので、その際に指導いただいて、そのやり取りについて学校に報告して、それで登校の許可をするという格好であります。

あと検査キットについては、学校では教育課程において、例えば、修学旅行とかそういったことに関しては、町のほうで今までどおり準備して検査キットを活用して検査をしていただくとなっていますので、それ以外については、一般の方については直接自分で買ってフォローアップセンターに連絡するという格好になりますので、まずは、児童生徒については教育課程の中での検査キットの活用は無料でしているという状況です。

2番 今は子供たちの検査キットの話をしたんですけれども、先ほどちょっと福祉施設の数の話、折れ線グラフでしたんですけれども、そういう職についている方はかなり買っているようです。まず1個、職員1個分は職場で支給されるという話でした。そのほか、家族がいれば当然濃厚接触という疑いもありますので、家族分はそのほかは自己負担というところで、これもお金の話になるわけなんですけれども、100%職場あるいは会社では面倒を見ていないという今現在の状況ですので、改めて町でこういう補助をつくっていただきたいという私からの提案ですけれども、改めて答弁をお願いしたいと思います

町長 福祉関係に従事されている方々については、やはり大変ご苦勞をなされているんだろうなとは思いますが、やはり町民全体としてそういったことがあるというのであれば、町としての補助制度という部分があるかもしれませんが、やはり抗原キットの売上げの伸びというものについても、国の行動制限が解除されて、そのために陰性であることを証明するために抗原キットをその陰性証明としてする必要があるということでの売上げが伸びているということになっているかなと思っているところでもあります。

そういった意味で考えていきますと、やはり福祉関係者のみにという部分で抗原検査キットに対する補助ということがなかなか難しいのではないかと考えているところであります。そのほか営業であつたり、いろいろ町外、県外に出ていって仕事をなされる方についても同様な手だてを自分たちでやっていると思いますので、やはり福祉施設関係でしっかりと従業員の方の安全性を担保していただくような支援をしていただくのが一番いいのかなと思っています。

2番 ありがとうございます。

コロナが始まってから新しい生活様式という言葉、多分、皆さん定着していると思いますけれども、私としてはさらに新しい生活様式ということで、抗原検査を昔の家庭の常備薬あるいは体温計のように、家にあつてちょっと心配だなというときは常に使えるようなものにこれからはなっていかなければならないと思いますので、全町民を対象にした補助制度の確立、

検討をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりとします。ありがとうございました。

議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、1 番叶内昌樹議員。

1 番 それでは、さきの通告に基づいて私からの一般質問をしたいと思います。

主題につきましては、通園バスの安全装置対策は万全かと題しまして質問させていただきます。

静岡県認定こども園で、通園バスに女の子が置き去りにされ熱中症で死亡した問題。同様の悲劇は過去にも他県で発生して、その後も社会的に啓発運動をしても置き去り問題が日々報道されております。

国では、令和5年4月から全国の幼稚園バスなど4万4,000台に安全装置を義務づけ、小中学校には装置設置を義務にしないものの費用を補助する方針のようですが、全国一斉で4月に設置が義務化する際に装置設置は間に合うのか、また、町施設では幼い命を守るためにどのようなバス送迎時の安全管理を取っているのか、お伺いいたします。

町長 それでは、1 番叶内昌樹議員の通園バスの安全装置対策は万全かについてのご質問にお答えします。

初めに、これまで幼稚園・保育園送迎バスへの園児置き去り事件により犠牲になった子供たちのご冥福を心よりお祈り申し上げます。

これまで発生した園児や児童生徒のバス置き去り事件のほとんどは、車内の確認、点検を怠ったことに起因するものであります。

町では、今年9月に静岡県牧之原市の幼稚園バスで園児置き去り児死亡事件が発生した直後に、バスの全運転士を集めて、注意喚起と降車後の社内の確認、点検の徹底を指示したところであります。

また、今年11月に、岩手県一関市のスクールバスに児童が置き去りになった事案が発生した際にも、改めて安全管理と社内の確認、点検の徹底を通知しております。

さらには、9月の事件を受けて、12月末まで政府より求められている保育所、認定こども園等における送迎バスの安全管理に関する緊急点検及び実地検査は実施済みで、保護者との連絡体制や職員間の情報共有、バス乗降時の点呼及び複数職員による確認はクリアしており、これまでなかった利用するバスごとに園児の名前を記入した乗車・降車チェックシートを新たに作成し、11月より適用しているところであります。

そのほか、バス内に閉じ込められた場合のクラクションの鳴らし方など、もしかクラブより実施していただいております。バス運転主、保育園職員、地域の方々と一体となって、幼い命を守るための安全管理の徹底に取り組んでいるところであります。

ご質問にある安全装置の設置義務化は、9月に発生した事件を受けて政府が作成した再発防止策の1つで、安全装置については、国土交通省が開催している送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の使用に関するガイドラインを検討するワーキンググループが年内に作成するガイドラインに準拠した装置であることを要件とする予定のようであります。

町としまして、早期の設置を目指し12月補正に関連予算を計上しており、仕様が示されたならばすぐに対応したいと考えております。

いずれにしましても、安全装置は人為的なミスを補完するものであり、一番重要なのは、関係職員の確認、点検であろうと思います。

バス運転士の皆さんには、常日頃から安全運転と車内の消毒、降車後の確認をお願いしておりますが、チェックシートや今後示されるであろう安全管理マニュアルを活用し、置き去り防止の徹底に取り組んでまいります。

1 番 ありがとうございます。再度ちょっと質問をしたいと思います。

今年の9月に発生した事件も踏まえ、事故も含め、大阪等での保護者による置き去り等の事例も発生しております。やはり機械といえども人が最終的に確認するのが実際に必要なのかとは思いますが、政府の方針を踏まえて、今回、保育園、保育所、認定こども園等における安全管理に関する緊急点検が実施されたようでありますが、内容としてですけれども、60項目ぐらいの項目であったようですが、町で重要と思われる項目とその調査結果はどうだったのか、お伺いいたします。

町長 その件については、教育課より説明を申し上げます。

教育課長 ただいまご質問にあった送迎に当たっての安全管理に関する点検項目でありますけれども、緊急点検ということで国から来た項目、62項目ありました。それらの全てについてはほえみ保育園から回答いただき、さらにはその後、実地調査をしたところです。

項目は多岐にわたるのですけれども、一番重要なところは、今回クローズアップされているのはバスの降車時の確認という部分ありますけれども、子供の欠席の連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底するという項目がございました。こちらが一番重要なのかなと。園に着いてから、バスの確認もそうですけれども、本来来るべき生徒が来ていない状況を把握し、それを保護者に確認し、どういった理由だったんだろうとか、バスで乗らなかった場合は車で送られてくるという場合もありますので、まずは各保育所に確認が一番重要なと感じているところです。

そちらにつきまして、現在の実施方法ですけれども、チェックシートと同じような項目で記入様式を作成して、バスで来たのか、送られてきたのか、欠席の連絡があったか、欠席の連絡があった場合にはどういった理由かというものの各様式をつくっておりまして、そちらでチェックし、必ず保護者との情報連絡を密にしているという状況であります。

以上です。

1 番 チェックシート等しているようではすけれども、再度お聞きしますけれども、保護者からの欠席連絡等はあるとは思って、大阪では父親が兄弟を順番に降ろした際に、2歳児の子供を保育園に預け忘れ放置したという事例があります。こういった関連から、保護者からの連絡を、逆に保育園側が欠席した場合の連絡を保育園側が欠席の確認も共有しているということによろしいでしょうか。

町長 その件についても、教育課より説明をさせていただきます。

教育課長 この間、11月にあった置き去り事件の件もありますと思いますけれども、園に確認したところ、現在保育園バスを利用しているのが104名中70名と保護者の送迎が34名ということでございます。ただ、バスを利用している方でも、日々、いろいろな体調の変化とか親の都合などで送られてくる方いらっしゃいます。先ほど申し上げましたように、各バスごとのチェックシートはもちろん11月から行っているんですけれども、従来からクラスごとのシートを作っておりまして、そちらで欠席の連絡があった者、連絡がなくてクラスにいない方などは、速やかに状況を把握して親に連絡を取り、確認を取っているということを徹底しているところでございます。

以上です。

1 番 そのような徹底しているようではすけれども、例えば、今回の事故も含めてですけれども、やはり1つの事故が発生する背後には29件の軽症の事故があったり、その背景には300件のヒヤリハットがあると言われていますが、製造業や建設業、看護、介護だけではなく、この背景にある保育園の事故もそうなのかなと思います。町においては事故はないものの、自己点検も踏まえた上で、ヒヤリハットの事例が過去にあったのかという確認要項的なものが過去にあったのか、その点お聞かせください。

町長 その点につきましても、教育課より説明を申し上げます。

教育課長 ただいまの質問、ヒヤリハットがあったのかという質問ですけれども、そちらの件については、多分、労働災害における分析を基にしたハインリッヒの法則に基づくものかなと思います。重大事故の背景には一定数の軽微な事故やヒヤリハットがあり、その対策を行うことが有効だということが言われてございます。

保育現場につきましても、ヒヤリハットについてはヒヤリハットシートというものを活用しまして、そちらにおいて事例が発生した場合、まずは状況を把握し、その後の対応はどういった対応をしたか、さらには所長への報告、その後、家族への説明という流れになっております。その後、その報告書を基に再発防止対策を施設内で検討し、共有するというのを続けております。

こちらについて、今年度の状況ということでございますけれども、4月から今年度までヒヤ

リハットシートに記載されたものは5件あると園から伺っているところです。毎年、どうしても交通事故等の場合だけでなく、いろいろな誤飲であったり様々なけがであったりという部分のヒヤリハットが何件かあると把握しています。

一番重要なのは、そういったことを個人で抱え込まずに、やはりすぐみんなに報告するであったり職員間で共有する、そういう職場の風通しのいい状況をつくるということが重要だと考えているところです。今の保育園につきましては、そういったことが十分できており、対策であったり徹底であったりというものを行っていると思っているところです。

以上です。

1 番 やはり実際、今、子供の送迎時に担当している職員や運転主自身がヒヤリハットを経験したときには報告等をするのが大切だと思います。上司や同僚と共有することも含めて、確認とかしていただいているということで、その辺これからもよろしくお願いします。

今年の件数が5件あるという話ですけども、過去において、例えば、今まで結構これは大きかったなというようなヒヤリハットの的なものがあつたのか、その点お聞かせください。

町長 その件につきましても、教育課より説明を申し上げます。

教育課長 過去の状況でどういったものがあつたかとか重大なものあつたかというようなご質問が含まれていると思いますけれども、ちょっと昔のほうまでは遡ることでできません、私、今年4月からということございますけれども、一番重要なのは命に関わる部分かなと思います。けが等もちろん重大な事案ではありますが、ここ近年、保育業界で話題になっているのが、やっぱり寝ている最中のうつ伏せでという命に関わるという部分の報告がございますけれども、そちらについてはほほえみ保育園ではないということを伺っております。

あつた事例で申しますと、アレルギーの部分とかになろうかと思います。アレルギーでショックを起こしてということが命に関わるかなということでございますけれども、そちらにつきましても、保護者からの聞き取りを行いながら、どの子がどういうアレルギーがあり、隣にある子がヨーグルト大丈夫でも自分はヨーグルト駄目という子供が間違っって手を伸ばして食べてしまわないようにという部分があるかと思います。そういったことは今年ちょっと1件ありまして、再度、情報を共有して対策に当たったということを伺っております。

何にしましても、常に情報共有をしながら、特に命に関わることは未然に防ぐという意識を持って保育に当たる必要があると指導しているところです。

以上です。

教育長 過去にということでありましたので、私、3年ほど園長をさせていただいたときは、バスの降車、降りるときに保育園については保護者の方が迎えに来ております。それで、降りたときにやはり手を離さないでくださいということを何度か注意させていただきました。というのは、子供がバスを降りてすぐ走り回ったりして、うちが、例えば、道路を横断すると

ということになったときにバスの前を行けば、後ろを回れば対向車が来るというようなこともあって、ぜひ降りたら手を離さないでくださいという指導をした覚えがあります。例として挙げさせていただきました。

1 番 今のお話聞かしまして、保育園だけではなく小学校のほうでも、バスの降車時にバスの前後を渡って事故等も発生した例もあります。やはりそういう一つ一つの重要な課題をクリアして、生徒と保護者と教育なんかも協議しながら事故のないように努めていただきたいと思います。

続きましてですけれども、今回の4月からの政府が安全装置の装備ということでしているんですけれども、国が来年度以降に設置を義務づける安全装置についてですけれども、県内で装置を設置していると9月以降で回答した施設が5施設ありまして、そのうちの1施設がテレビ報道でも報道されましたけれども、実際、今の県内の状況が3.2%ということであります。12月の補正予算に計上しているとありましたけれども、町の送迎バスの安全装置はどのようなタイプの装置を考えているのか、また送迎バスの設置台数はどのように考えているのかをお聞きします。

町長 まず、国交省のワーキンググループによる資料が出されていませんので、ただ、今のところの情報によりますと、バス内でエンジンを切った後に物が動くとそれを感知して映すというようなカメラのものとか、エンジンを切ってしまうとブザーが鳴ってそれを止めるためにバスの後方に行ってボタンを押さないと駄目だというような装置のものが漏れ聞こえてきております。そういったものを仕様が出た段階で対応していきたいと思っております。

バスについては、主に保育所の子供たちが乗るバスということで、小学校、中学校の子供たちも混乗する場合がありますので、主に保育所の送迎用のバスということで町のほうとしては今のところ考えているところでございます。

1 番 県内の5施設でどのようなものが装備されているかは、お聞きになったりしているんでしょうか。

町長 その点については聞いていない状況であります。やはり国の定める基準に沿ったものと考えていかなければいけないと思いますので、それらの仕様が出された段階で、いち早くそういった設備ができるようにということでまずは12月で予算を計上させていただいて、国のほうの仕様が出た段階でいち早く発注できて、4月早々にそういった装置がつけられるようにと考えておりますので、今のところ、できる限りそういった事故をなくすように、町としても全面的に取り組んでいきたいと考えております。

1 番 国が示した時点での発注ということになりますけれども、これは全国一斉というか、する場合に、決まった時点で装置を発注して全国的に実際間に合うのか、その点の確認、メーカーも決まっていないと思うんですけれども、そういう点の確認等は、国から間に合うよとか

もう実際進める段階でそういう4月に間に合うのかの確認は取れているのか、お伺いいたします。

町長 そういう義務化が4月1日からされるということですので、4月までに設置をしろということではないんだと思います。したがって、町としては先ほど申し上げましたとおり、ほかの自治体よりいち早く予算計上することでそういったものの装置を発注することができますので、まずはほかの予算化していない自治体よりは早めに発注できて装置を設置することが可能かと思しますので、国からの基準等のことに関しましては教育課より説明をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまのご質問、間に合うのか間に合わないのか、または国に確認取れているかという話ですけれども、私のほうでも12月の補正予算に計上するに当たりやや心配な部分ありましたので、周辺市町村または県のほうに聞いたところでした。

周辺市町村では12月議会に上げているところが少なく、県のほうにいかがなものだろうという確認を取ったところ、県でも幼稚園の補助、自治体については保育所でありまけれども、幼稚園の補助がありまして、12月県議会に上程するというお話でした。その際、間に合うのか、また繰越しになるようなめどがあるのかというお話ししたところ、そこには国にも確認しましたけれども、今のところは何とも言えないところではありますが、間に合うようにするだろうというお話を伺って、舟形町でも12月の議会のほうに上げさせていただいたところでもあります。

以上です。

1番 ありがとうございます。

舟形町では、保育園の専用バス、あとはマイクロバスと、あとは先ほど答弁ありました混合的なバスがあります。設置に対して、今現在、実際保育園児が乗るバス等は何台やるのか、お聞かせください。

町長 その点については、教育課より説明をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまご質問で、保育園の園児が乗るバスが何台あるのかということでございますけれども、保育園の園児のみの専用バスが1台ございまして、あとは小中学校と併用して乗っているバスがマイクロバス3台でありまして計4台ございます。

以上です。

1番 できれば、春、4月に、例えば、その4台が対象になった場合ですけれども、もし仮に機械が4台そろわないみたいなことがあった場合に、できれば保育園児が乗る1台を最優先に入れられるような状況も考えていただきたいので、その点についてお聞かせください。

町長 恐らく1台も4台も物については一緒かなと思います。1台しかないというので納入することができないと言われれば、1台を優先的に保育所のバスにということがあるかと思いま

す。

しかしながら、やはり機械については、それを人間がチェックしなければいけないというこ
とで、先ほど教育課長のほうからもありましたけれども、人の目での最終的なチェックをし
た上で、それを補完する意味での装置と認識しております。やはり最終的には人の目でしっ
かりとチェックをした上で、それを補完するものとして町としてもしっかりと整備をしていく
という方向で考えております。

1 番 機械頼りにするということは二の次であると思いますので、やはり機械というのは確かに
そういう対策的なものであって、やっぱり実際には本当に人の目視だったり管理体制が重要
かとは思いますが。来年から順次ということで機械の設置も進めていくと思いますけれども、
先ほどのヒヤリハットの的なものも、日本にはまだ法律的なものはありませんので、やはり各
自治体、当町でもしっかりとそういう何かあった際の小まめなチェック体制を踏まえた中での
進め方をしながら、事故のない安全対策で今後も進めていっていただきたいと思いますので、
今後ともよろしくお願いします。

これをもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後 1 時まで休憩をいたします。

午前 1 1 時 3 5 分 休憩

午後 0 時 5 9 分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。7 番佐藤広幸議員。

7 番 それでは、さきに通告しておりました町の財政運営についてと題して一般質問をさせてい
ただきます。

山形県は、地方自治体の財政状況の判断指標となる健全化判断比率 4 指標を発表しました。

その内容は、山形新聞でも速報値として記事になり、舟形町の実質公債費比率が 12.6% と県
内ワースト 1 位となっていることが報道されました。この数値が昨年の 13.4% から 0.8 ポイン
ト改善されているにもかかわらずワースト 1 位になっているのは、他町村もかなりの努力を
していることというあかしだと考えます。

その反面、令和 3 年度末の町の地方債残高は、一般会計、特別会計合わせて 74 億 9,000 万円
あり、その償還に充てる公債費は 4 億 4,600 万円です。この関係の中で町の将来負担比率は、
令和元年度は 27.6%、令和 2 年度は 1.4%、令和 3 年度は 0% と改善されたことは、財源確保
に相当の努力をしたことがうかがえます。

しかし、将来負担すべき方々のためにも、いち早く実質公債費比率を県内平均の 8.3% 近く

まで改善する必要があると考えますが、町長の考えを問います。

令和元年7月の総務文教常任委員会で示された資料によると、令和6年に実質公債費比率が16%になり山のピークを迎えると報告がありました。現在の公債費比率をグラフにするとどのような状況になるのか、質問いたします。

また、世界各国で金利を上げる政策が取られ始めました。日本はいまだゼロ金利状態が続いていますが、いずれ日本も金利を上げざるを得ないときが来ると考えています。そのとき、地方債の金利上昇分の増額が発生するのではないかと危惧しています。金利上昇と公債費比率の関係性をどのように見ているのか、質問いたします。

以上です。

町長 それでは、7番佐藤広幸議員の町の財政運営についてのご質問にお答えします。

健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標が定められています。

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものとなっております。

連結実質赤字比率は、一般会計に国民健康保険事業等の特別会計及び水道事業等の公営企業を含んだ地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものとなっております。

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金等の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したものとなっております。

将来負担比率は、地方公共団体の借入金等、現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したものとなっております。

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づくこれらの比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

ご質問にあります実質公債費比率は、25%以上で財政健全化計画、35%以上で財政再生計画の策定が必要となり、国の監視の下で財政健全化や財政再生に向けて計画的に取り組まなければならないこととなり、事実上お金の使い方が制限されることとなります。また、18%以上で地方債の発行について公債費負担適正化計画の策定が必要となり、計画内容や実施に不備がある場合は地方債の発行が制限されることとなるため、町では、第7次総合発展計画の短期アクションプランで、実質公債費比率の目標値を令和6年度末で16%未満に抑制することとしております。

さて、令和3年度決算に基づく舟形町の健全化判断比率は、実質赤字比率と連結実質赤字比

率が全会計で黒字決算となっているため比率なし、議員ご指摘のとおり、実質公債費比率は12.6%、将来負担比率は比率なしとなっております。

この比率の中で、県内で一番数値が高くなっている実質公債費比率につきましては、3年間の比率の平均で算定することとなっており、町の比率については、令和元年度が14.4%、令和2年度が12.9%、令和3年度が10.6%と、償還終了に伴う元利償還金の減少や普通交付税額の増加等を要因として、年々比率が下がっている状況となっております。

将来負担比率は、町の基金積立額や今後交付される地方債の地方交付税算入額等が地方債の残高等の将来負担額を上回っている状態となっており、近年の減債基金、公共施設整備基金、ふるさと納税の堅調な伸びによる元気・ふるさとづくり応援基金等への積み増しが要因となって、県内で8市町村が該当している比率なし団体となっており、現時点では将来財政を圧迫する可能性は低いと考えられます。

そのため、実質公債費比率については、短期アクションプランの目標値である16%を超えないことは前提ではありますが、年度ごとの数値に一喜一憂することなく、住民サービスの維持向上に必要な投資を国県補助事業や過疎債等、地方交付税算入率の高い財源で事業を厳選しながら計画的に実施していくことで、財政運営に問題が発生しない範囲にとどめていくことが肝要と考えます。

次に、ご質問にあります実質公債費比率のグラフの状況については、令和4年度から令和13年度までを推計しております。実質公債費比率は、令和5年度までは減少する見込みですが、令和6年度からは令和元年度からの大規模投資事業の償還が始まるため年々上昇し、令和9年度に14.2%となりピークを迎え、令和13年度には12.5%になると見ております。

また、地方債の金利上昇分の増額については、平成30年度までは固定金利の借入れが多かったため大きな影響はありませんが、令和元年度からは金利の低い変動金利での借入れを始めており、借入れから5年後の変動金利分については、金利が上昇していれば返済利子が増え、下降していれば減ることとなります。しかしながら、地方債の借入れは大部分が過疎対策事業債であり、その年度の元利償還金について70%の割合で地方交付税に算入されることとなります。また、緊急防災・減災事業債のような償還期間に関係なく国が決めた期間で地方交付税に算入される場合も、そのときの金利状況に応じて地方交付税に算入されるため、いずれにしても影響額は少ないと考えております。

7番 それでは、町長に再質問させていただく前に、もう少し基金の状況と地方債残高を分解してちょっと答弁をいただいてから再質問させていただきたいと思います。

お手元に2枚の地方債制度の概要というのと基金と地方債の5年間のまとめた表を皆さんにお渡ししていると思うんですけれども、まず表があるほうを基に再質問させていただきたいと思います。

平成29年度の基金残高は22億7,800万円、平成29年度です。そして、だんだん上がったり下がったりはしていますけれども、令和2年度あたりから平成29年度で22億円あったものが24億円、令和3年度は31億円と積み上がってきているというような基金の貯金の残高だと思います。そして、地方債の現在高ということで、平成29年度は借金の総額が一般会計、特別会計合わせて65億円、平成30年度が67億円、令和元年度が71億円、令和2年度が73億円、令和3年度が74億円という形で、だんだん借金の額も多くなっているというような推移だと見てとれます。貯金もそれなりにありましたけれども、借金も多くなっていると、今、町の財政はこういうような状況だと思います、5年間を総括して見てみると。

そして、地方債制度の概要というこの表をちょっと見ていただきまして、その中の地方債残高、この地方債の種類が公的資金と民間資金という大別すると2つに分けられて、公的資金が財政融資資金という借入れ先、地方公共団体金融機構資金という借入れ先で、民間といいますと銀行等引受資金、縁故債とかも入るところや、そして市場公募資金ということで4種類の借入れ先、借金のしどころがあるということになるかと思うんですけれども、それぞれ今現在、舟形町は令和3年度の決算で74億円借金があるということですが、この4つの機関、どの程度の借入れがそれぞれあるのか、これをまず答弁したいと思います。

町長 その点については、財政主査のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

総務課財政主査 ただいまのご質問にお答えいたします。

4つの分類のうち、一番下の市場公募資金については、町では借受けがありませんので、上の3つについて説明させていただきたいと思います。会計区分ごとに説明させていただきたいと思います。

まず、一般会計につきましては、政府資金としまして財政融資資金、過去には年金外資金というのも全部ひっくるめて説明させていただきますけれども、こちらの財政融資に当たるようなものが40億1,674万4,608円ということで大体40億円ほどございます。機構資金、地方団体金融機構資金につきましては、10億2,046万812円ということで約10億2,000万円ほどの借入れがございます。

民間資金につきましては、4億7,204万1,419円ということで4億7,000万円ほどの借入れがございます。

続きまして、農業集落排水の特別会計につきましては、政府資金につきましては、財政融資資金につきましては4億1,503万1,159円ということで約4億1,000万円ほどの借入れ、機構資金につきましては2億3,826万127円ということで2億3,800万円ほどの借受け、民間資金については3億2,501万9,605円ということで3億2,500万円ほどの借入れがございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計につきましては、財政資金のほうで4億3,770万2,168円ということで4億3,700万円ほど、機構資金につきましては3億2,955万8,366円ということ

で約 3 億2,900万円ほど、民間資金につきましては 2 億3,541万3,347円ということで 2 億3,500万円ほどの借入れがございます。

水道事業会計につきましては、政府資金、財政資金のほうで 9 億2,899万2,651円ということで大体 9 億2,900万円ほどの借入れ、機構資金としましては 1 億681万7,593円ということで約 1 億600万円ほどの借入れ、民間資金につきましては1,920万8,851円ということで約2,000万円弱の借入れがございます。

7 番 それでは、ちょっとお手数ですが、もう一つ、私が心配していた変動金利は、利子分が上がる分についてはあまり影響がないということですが、変動金利を令和元年度から借り始めているということで、これは総額でいいです。これほど細かく分解しなくてもいいので、総額で変動金利を幾ら借りているのか。

そして、もう一つが、よく町長は交付税算入のある借金をするとかそういったものを探してくると、この答弁にも書いていますけれども、今現在、そういった算入をしない見込みのもの、まさに町単費で支払わなければならない町債というのを幾ら抱えているのか、この 2 つ。まとめた金額でいいので端的にお答えください。

町長 詳細については、財政主査より答弁をさせていただきます。

総務課財政主査 それでは、ただいまのご質問にあります変動金利分の地方債の残高になりますけれども、3 年度末の数字でございますけれども、15億2,332万3,493円ということで約15億2,300万円ほどの借入れがございます。その分で変動分の利子分というところでは、全会計合わせまして379万8,662円ということで、変動分については380万円ほどの利子分ということと、これから償還する予定のものはそういう形になっております。

あと交付税算入がなされていない借入れにつきましては、一般会計のほうで2,744万4,823円の 3 年度末の残高、2,700万円ほどの残高があります。水道事業会計のほうで 2 億5,669万2,400円ということで、2 億5,600万円ほど借受けが交付税算入のない借受けとして残っております。

以上です。

7 番 分かりました。様々な借入れ等があるということが分かったんですが、それでは、次は町長に対してのご質問になっていくかと思うんですが、基金残高の推移表を見ていただきたいんですけども、12基金ある中で、減債基金というのが29年度からが4,500万円台だったものが、令和 2 年度から 2 億8,500万円の積立てができて、令和 3 年度は 5 億3,500万円という大きな金額がここの減債基金に積み立てられています。というのは、これがあるので将来負担比率がどんどんと下がってきたと私は見ているんです。

私、町長に聞きたいのは、なぜ当初予算できちんと予算が組めているわけですか、約 4 億4,000万円。令和 3 年度の決算では 4 億4,800万円、今年の当初予算では公債費が 5 億2,700万

円。当初予算では予算の中に公債費がきちんと組めているという状況の中で、減債基金にどんどんと積み増すというかじ取りをしたのか、そこがちょっと知りたいわけです。答弁をいただきたいと思います。

町長 前にも申し上げたかと思いますが、令和2年より積み増し額が増えたのは、令和元年以前の国の財政諮問会議等々で、財政調整基金のほうに相当の地方自治体のほうで基金残高があると。そこは地方が裕福なのではない。国が一生懸命国債を発行して借金をしているのに、地方はお金をいっぱいためているというような話がございました。そういったところで、交付税を縮小していこうという話が出ておりました。

そのために、私どもの町だけではございませんけれども、財調から減債基金のほうに移替えをしております。また、一緒に公共施設整備基金等のほうにも積み増しをしているということでもあります。

要は、財調の分を減らしつつ、よその基金のほうにくら替えをしたということでもありますので、国の方針にあまり触発しないように、町のほうの財政状況を今後好転させていくための手段としてこのような対策を指示し、このような金額になっているものであります。

7番 基金残高が増えていくということに関しては、悪いことではない、やっぱりいいことだと思っているわけですが、こういった状況を日本経済新聞がこのように記事にしております。日本経済新聞総合データベースというところが出した記事ですけれども、この2年間のコロナ禍における財政措置について、こういうふうに言っています。

コロナに関連すれば様々な事業に使えるため、従来は自治体が自己負担していたような事業への活用にも目がついたと。つまり、自己負担すべきところをコロナ対策交付金で賄ったと。今後は、人口が減る地方を中心に収入が減少に向かう公算が大きいと。21年度中は財政確保の見通しが立った自治体で収入の一部を貯金する動きが目立ち、基金の残高は21年度末に12.4兆円と前年度比率12%増えたと。そして、多治見市では少し余裕ができたと言っているそうなんです。しかしながら、高齢化に加え、コロナ禍で縮小したイベントなどの事業再開や物価高で歳出拡大圧力は強い。財政のスリム化は待ったなしの課題だというふうに分析して出しています。

まさに、舟形町だけが取っている措置ではなくて、多くの自治体がまさに同じようなことを考えてこういった措置を取られているんだろうなというような記事でありました。

ということで、私思うんですけれども、主題に挙げました公債費比率にちょっと話題を変えますけれども、山形新聞、9月18日、議会が終わってからすぐ出てきた山形新聞の報道ですけれども、実質公債費比率、全市町村が18%以下なんです。その高い比率ということで1位が舟形町12.6%、2位が小国町で、3位が3つありまして南陽市、川西町、飯豊町、こういうふうに、言うなればワースト3なわけです。こういったふうに報道されるという状況は

脱しなくちゃいけないんじゃないかなと思うんです。少なくとも18%以下だから健全的には財政は運営されているんですけども、やはりこういった形でワースト1位ですよという報道がなされるのは事実なわけですから、こういった3本指には入らないという財政措置が必要だと思うんですけども、町長の考えをお伺いいたします。

町長 答弁書でも申し上げましたが、自治体、自治体によって設備投資をしなければいけない、投資的事業を多くしなければならないときというのが必ず来ます。そうしたときに、やはり県内のどこかでワースト1が出るわけです。だから、ワースト1になるのが悪いのではなくて、国で定められた基準内にあれば全然問題ないと、その年、年の実質公債費比率の比率が上がった下がったということではなく、長期的に財政を見てこの範囲で抑えようという動きが大事なのであって、ワースト1は必ずどこかの市町村になるわけですから、今回のうちのほうの実質公債費比率が上がっているのは、平成30年度の8月2回にわたる豪雨災害の復旧工事であったり、それに伴う防災センター、それから福祉避難所「てとて」、さらには太折の避難道路等の大規模事業を実施したがゆえにそういうことができているわけです。実質公債費比率が上がったからといって、その事業をやらないでいいということではないと思います。

やはり起債の目的というのは2つあって、1つは財源の確保というものがありますけれども、道路であったり下水道であったりというのは、そのときに造った人たちが負担をしてしまうと、後世の人たちは、前世代の人が負担したものを後世代の人は何の負担もなくその恩恵を受けるということで、その世代間の均衡を図るという意味の中で、それぞれの世代が均等に負担をするという意味合いもあります。

財源を確保するということと、今言った2つの目的があるので、ただ単に実質公債費比率が県内ワースト1になったからということではなくて、基金も増えていて将来負担比率がゼロだということでありまして、管内の市町村長には、舟形町は借金も多いんですが、将来負担比率ゼロなんですと、言わば借金のプロだと言っています。

やはりしっかりとした財政計画の中で、今やらなければならない課題をしっかりと実施して、その上でさらに将来の子供たちにも負担を残さないと、そういうやり方を今しっかりとやれているということでもありますので、7番議員さんについても、こういうことでご理解をいただければ、単にワースト1ということだけではなくて、しっかりと町の財政が健全なのかどうかということについては監査委員もやられているわけですから、ぜひ、その点についてご認識をいただきたいなと思います。

7番 健全か健全でないかと言えば、健全だと私も申し上げているんです。ただ、懸念をしているということでこの一般質問をさせてもらっています。

というのは、質問の内容にありましたけれども、令和元年に総務文教常任委員会の中で調査したときに、公債費のピークは令和6年度がピークになりますよと。4年後の今質問したら、

令和9年度になりますよと。年を終えて不測の事態が起きた場合は、そうやって伸びていくということを懸念しているわけです。高い状態が高止まりするのではないかという、そこを懸念して一般質問しているわけですので。

ですから、その先には今度は中学校の移転という問題が出てくるわけです。そのときは、まさに借金をしなくちゃ建てられないかもしれないだろうと思っているわけです。高止まりした、そういう不測の事態が何だかあったという理由があったにしろ、高止まりが続いていて、さらに中学校の移転が来れば、ずっと高止まりしたままこの財政状況が続くんじゃないかと。

これは町長が言いましたように国が1,000兆円、地方が200兆円の国債発行しながら今の国の財政、地方の財政を運転していると。これ将来、誰が返すんですか。日本国民、今の子供たちが返さざるを得ないわけですから、少なくとも、やはりそういった借金財政というのは改善の方向に向かう形の考え方というのは、私、必要だと思います。町長の考えを質問いたします。

町長 国と地方の借金の関係と、それから町の財政の健全化という部分については、話がまたちょっと違うので違う視点で考えていただきたいんですが、国が国債を発行し続けて国が潰れないのはその制度がゆえのことでありまして、地方の借金の額についても、それがあから子供たちが借金をしていかなければいけないということと、国債の部分と地方財政の部分ではそれがまず違うということと、先ほど7番議員から高止まりしていくということがありましたけれども、ずっと借金をするためにいろいろな設備投資のものを無理してやっていけば高止まりということがあるかもしれませんが、そのピークが6年から9年に延びたということについてはまた別の要因があって延びているだけであって、それでも18%なり国で定めるところまでは行っていないと、長期的な財政計画の下の中でしっかりとやるべきことはやっているということでもあります。

何もやらなければ、全然、何もしなくていいよというのであれば、これは財政は健全化になるかもしれませんが、町民の幸せのためにはならない。自分たちがどこまでできるのかということによってしっかりと財政計画をつくりながら、毎年毎年、投資的事業の調整をしながらしっかりとした財政計画をつくって、今やらなければできないことをしっかりとやっているという状況でありますので、それでこういう数字で収まっているのでありますから、まずは財政の健全化というものについては、将来、舟形中学校の移転ということについては、先ほど言いました世代間の均衡という部分で考えても、当然、まずは国の補助金、さらには町の一般財源等、公共施設整備基金等も含めてですが、を持ち出した上でも起債を借りるということになります。

その上で、そのときがどのぐらいの実質公債費比率であつたり財政指標が悪くなるかということを試算しながらやっていくと、それをしたからといって夕張等の財政破綻というような

ことになるということではないようにしていかなければならないと思っていますので、まずは今のところの財政の高止まりということもないですし、国と地方の借金の残高によってということについては、まずスタンスが違うというご認識を持っていただきたいと思います。

7番 時間も大体なくなってきましたので最後の質問になるかと思うんですが、大石田町の議員が財政についての質問をしたあれが町報に載っておりました。これいいなと思って今言うんですが、この議員は、24年前は実質公債費比率が県内ワーストだったが、ここまで改善できた理由はということで、さっき言ったトップ3に大石田町は入らなくなったんですけれども、その理由について町長に質問したあれだと思いますけれども、総務課長がこういうふうに答えています。償還する分の2分の1の起債発行に努めた経過で改善した。簡単な言葉ですけれども、こういった努力があつて実質公債費比率のワーストから外れていったということでもあります。こういった努力をしながら、やはりこういった新聞報道には出なくなってきたと考えざるを得ないわけですから、こういった努力というのは私は必要だと思います。

町長、幾ら言ったとしても、新聞報道されればこれはやっぱりそうなんだろうなというぐらいの町民の理解もそうですし、我々もそれは脱しなくちゃならないだろうという考えになってくると思います。幾ら幾ら説明しても、その状況というのはやはり報道というのは力が大きいですよね。そういったところからやっぱり抜いて健全ですよという数値が出るような財政運営というのが必要だと思います。最後の質問です。

町長 大石田さんの2分の1償還していったというのはどういう理由か分かりませんが、そんな理由で実質公債費比率が減るということではなくて、基本的に事業を抑えているということになっているかと思います。

我々がやらなければいけないのは、今、そこにあるものを、課題を解決しながら短期アクションプランにあります6つの目標とそれを支える1つの基盤の持続的な財政基盤をしっかりと支えていくということが大事でありますので、そのために我々は一生懸命頑張っていると。

ただ、一喜一憂したことも総務文教常任委員会のほうにも説明しておりますし、誰も議員さんが理解していないとは私は思っておりません。町民の方にも理解していただけるように努めてまいりますので、ぜひ、議員さんからもそのように舟形町は大丈夫だと言っていただきたいと思います。

議長 以上をもって、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、3番伊藤欽一議員。

3番 質問に入る前に、午前の町長のご挨拶にもございましたけれども、去る11月24日に発生した交通事故で亡くなられた石川様には、私も少しばかりのネギを栽培して3年になりますが、苗の提供、そして栽培の指導を一から受けておりました。改めて心からご冥福をお祈りしたいと思います。

また、平成28年8月に亀割バイパスで交通事故があり、事故死したのは私の同級生であります。身近な人の交通事故に当たり、事故防止に強く思いを寄せたところでございます。

それでは、通告しております私の質問をさせていただきたいと思います。防雪柵設置の要望をとということでご質問させていただきます。

県道新庄舟形線（舟形町河川公園付近）の防雪柵設置については、様々な条件から設置は難しいと聞いております。

現在、県道から乗り入れるハリヨ地区には、ほほえみ保育園、舟形小学校、福祉避難所「てとて」と公共施設があります。また、移転時期は未定でございますが、小中一貫校を視野にこの地域に舟形中学校が移転すると思われ、さらなる教育環境の充実が図られるものと考えています。

保育園送迎バスやスクールバスでの送迎が主であります、自家用車での送迎や「てとて」を利用する方も含め、車両乗り入れの頻度が増加するのも確実ではないでしょうか。

また、この地区には子育て支援住宅が3棟、若者向け定住促進住宅1棟、戸建ての住宅も約25棟増え、民間のアパートもあります。多くの車両が使用されております。

冬期間にこの区間のホワイトアウトが毎年発生しており、非常に危険な状態での運転を強いられております。

以上のことから、町としても防雪柵の設置を強く県に要望すべきと思うが、町長の考えを伺います。

町長 それでは、3番伊藤欽一議員の防雪柵設置の要望をの質問にお答えします。

河川公園付近の県道新庄舟形線の防雪柵設置については、バスのスリップ事故等、雪に起因した車両の事故が年間に数件発生していたため、平成28年度から安全対策の1つとして継続して県へ要望しているところですが、県からは「道路が堤防を兼ねており、堤防内に防雪柵の支柱、基礎を設置することは堤防を脆弱にすることにつながり、極めて難しい」と回答をいただいております。

盛土で造成した土堤堤防では、天端幅、余裕高、のり勾配が規定され、これを堤防定規断面と言いますが、この定規断面を確保することが堤防としての最低限の機能を満足させるという考え方で、防雪柵の支柱等の設置は、堤防の定規断面を侵すこととなり堤防の最低限の機能を満たすことができなくなるため、極めて難しいという理由であります。戸沢村蔵岡の国道47号線に防雪柵がないのも、この理由によるものであります。

しかしながら、この区間は、住宅等の増加に伴い自動車の県道への出入りが多くなり、ホワイトアウトによる事故の確率が高くなっていると想定されます。

防雪柵の設置は、風雪時の視界を確保し、交通事故を防止する最も有効な手段と認識しております。

県に対しては、まず現地の精査と設置可能な工法の検討を要望し、その結果に基づき、町として協力できるところは協力し、防雪柵設置の実現に向け強く要望していきたいと考えます。

3番 今回の質問は、県のほうに防雪柵設置を強く要望すべきではないかというような趣旨であります。これに関して、ただいま町長から答弁ございました。答弁には、やはり防雪柵設置の実現に向けて強く要望していきたいというような強い決意もございます。これに関して、改めての再質問はする必要は私はないと思います。

しかしながら、私の意見と提案として一言述べたいなと思います。この中で、平成28年から継続して要望しているにもかかわらず、なかなか進展しないようなわけであります。設置が難しい理由が分かっているなら、その解決方法を検討し、町民のみならず町内外からの車両も多くあるわけでございます。防雪柵設置に向け、町の行政からだけの要望でなく、多くの町民からの要望など含めた一丸となった活動も私は必要だと思っております。今年の2月、このホワイトアウトの写真、何か所かで撮ってございます。データとしても残してございますので、これらを参考にできれば幾らでも提供をしたいと思います。

いずれにしても、県道なので設置は県の事業であります。今後の進捗に期待をし、質問は終わりますが、最後に町長の思いを一言お伺いしたいと思います。

町長 私どもの平成28年からの県への要望に対しても、ホワイトアウトをしている写真をつけて実際こういうことなんですということで要望をさせていただいております。また、伊藤議員のほうから写真の提供があれば、さらに昨年の状況もこうだったということで追加して資料としてさせていただきたいと思います。

まずは、駄目な理由というのがやはり堤防であるということでもありますので、それに設置可能な工法というものをいかに早く国なり県なりから指導いただいて、それを設置するという方向に持っていかなければいけないと思っております。やはり工法的に無理だと言われれば、県の事業でありますので我々はそうかと言わざるを得ないんですが、しかしながら、やはり伊藤議員が言われるとおりに困っている通行者がいるわけでもありますので、その点についてやはり何らかできる方法というものを一緒に考えていきたいと思っておりますので、改めて県が事業主体ではありますけれども、国からそういった工法的なアドバイスがないのか、国のほうへのアドバイスを求めることも必要だと思いますので、いずれにしても、いち早く防雪柵が設置できることを町としても取り組んでいきたいと思っております。

3番 お互いに情報を共有しながら、できることはやっぱり一生懸命頑張っていきたいなと思います。協力し合いながら、なるべく早く防雪柵が設置できるように、町だけでなくて議会、また町民一緒にこぞってこれに取り組んでいければと思っているところであります。一緒に頑張りましょう。

以上で質問を終わります。

議長 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、6 番斎藤好彦議員。

6 番 それでは、私からは、さきの通告に従いましてグランピングで交流人口の拡大をと題してご質問をさせていただきます。

東北中央自動車道の東根北・村山本飯田間の開通、先月の泉田道路全線開通により、県内はもとより都市圏からの移動が容易になり、大都市一極集中型から地方分散型への動きや地方創生など地方のよさが再認識され、地方への移住・定住の関心度が高まっております。

また、コロナの影響による人々の消費動向や生活様式の変化に伴い、危機的状況から多様性が生まれ、地方に注目が集まっております。この状況をチャンスと捉え行動することにより、舟形町のビジョンである「わくわく未来ふながた」へつながるものと思います。

コロナ禍で消費や行動が低迷している今だからこそ、チャンスを得るためにもコロナ後を見据えた展開を考えるべきであり、内外にPRする絶好の機会と考えます。

近年、従来のキャンピイコールテント、コテージの概念にグランピングが加えられ、新たなアウトドアの楽しみ方が定着しております。使用者が準備、片づけなどをすることなくホテルの優雅さや癒やしを求めるスタイルとして、幅広い年代層でグランピングが人気となっております。

楽しい場所には人が集まり注目が集まります。温泉エリアにグランピング施設を併設し、1人でも多くの宿泊客により、魅力的でにぎわいのある「わくわく未来ふながた」の創設を考えてみてはどうでしょうか。温泉エリアには、グランピングに適した最高の眺望景観、創造性に富んだ料理、温泉による癒やしなど環境が整っております。ほかにない新たなアウトドアの楽しみ方の提供により、交流から移住・定住へと線で結ばれるようににぎわいのあるまちづくりが必要であると思います。

県内でも、専用施設やキャンプ場に併設する施設がオープンしたりと整備されております。従来型のアウトドアのみの提供にとどまらず、温泉エリア一帯のにぎわいによる交流人口拡大を目指した事業の展開を検討すべき時期であると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6 番斎藤好彦議員のグランピングで交流人口の拡大をについてのご質問にお答えします。

ここ数年の間に、新たなアウトドアの楽しみ方でもあるグランピングが県内においても展開されてきております。グランピングとは、グラマラスとキャンピングを組み合わせた言葉で、直訳すれば魅力的なキャンピングといった意味になります。キャンプをするには、テントを設営し食事の用意や後片づけは利用者が行うのが一般と一般的とされている中において、グランピングでは、テントや調理器具、食材などキャンプに必要な物品の準備や調理の後片づ

けをする必要がなく、ホテル並みのサービスや癒やしを体感できるスタイルが人気となっております。

グランピングの宿泊施設については、テントに限らず、コテージやトレーラーハウスといったものがあり、ベッド、ソファ、ハンモック、冷暖房、テレビ、シャワールーム等が完備されているなど、形態も多種多様ようです。また、スタッフについても、キャンプ道具や食材の手配を行うグランピング施設専門の担当スタッフのほかに、調理専門のスタッフを配置している施設もあるなど、プランによってサービスの内容も変わりますが、総じて気軽に豪華なキャンプを楽しめるものとなっているようであります。

斎藤議員のご質問にもあるように、若あゆ温泉エリアは最高の眺望景観、創造性に富んだ魅力的な食、温泉による癒やしという環境が整っております。また、近くには県民ゴルフ場や清流最上小国川もあるなど町最大の交流エリアとなっていることから、高速道路の開通に伴い、これまで以上の交流人口の増を目指す中において、グランピングの展開は大変魅力的で興味深いものがあります。

若あゆ温泉エリアにおけるグランピングの展開については、若あゆ温泉の白鳥支配人から提案があり、検討を行った経過がありますが、グランピングを展開していくに当たって一番の課題は、場所の選定と広さの確保であります。

若あゆ温泉エリアについては、温泉施設、コテージ村、キャンプ場、センターハウス内におけるレストラン「ラ・テール」、子供から高齢者までが自由に遊べるふれあい広場、テニスコート、ゲートボールコートがあり、これらの施設は現在活用されている状況であります。

ホテル並みのサービスを受けることで魅力的で豪華なキャンプを味わえるグランピング施設を設置する場合、景観も魅力的で、かつ広さも十分な場所の確保が課題となっております。また、施設や設備に加え、専門スタッフの配置など、ホテル並みのクオリティーが求められます。

費用対効果も含め、グランピングブームが一過性のものにならないかといったところも見極めながら、若あゆ温泉エリアの魅力をどのように生かして交流人口の増につなげていくかについても、今後も検討してまいりたいと考えます。

6番 それでは、二、三再質問をさせていただきます。

本題に入る前に、1点でございますが、これまでも機会あるごとに温泉施設への宿泊設備の併設についてご提案をしてきた経過がございますが、自治体として経営、運営は難しいという答弁をいただいてきました。この件について、これまで具体的に検討された経緯、経過があれば伺いたいと思います。

町長 やはり類似施設ということで、大石田の大堀の温泉等についても、あと三川町のなの花温泉のところについてもいろいろとお話を聞いてきました。その中で、やはりコロナの影響も

あってかなり現在のところ厳しい状況というのは、2つの町の施設がそのようなようでもあります。

その中でそれを経営していくということについては、大石田の村岡町長さんについてお聞きしますと、やはり振興公社第三セクターの中で宿泊施設を経営していくというのは非常に厳しいというようなお話もいただいております。やはり行政が苦手なのは儲けることでありまして、やはり商売というものについては行政側は向かないものだという認識があるようです。

一方で、現在、若あゆ温泉にはコテージがあるわけですが、コテージは改修を済んで料金も上げたところではあるんですが、非常に好評で、値段を上げたコテージであっても十分に活用できていて売上げも伸びているというような状況になっております。

したがいまして、やはり今現在ある施設を、先ほど7番議員さんのほうからもありましたけれども、公債費の問題であったりもしますので、しっかりあるものを磨きながらやっていくのがベストなのかなと考えているところでございます。

6番 それでは、そういうことで、これまで大石田なり三川さんなりを見てはきたけれども、具体的に検討していないということで、今、町長の答弁にもございました。そういう専門的な宿泊施設を併設すれば、やっぱりシーズンによってお客さんも異なりますのでリスクは大変にあるかと思いますが、あわせて、前にも以前に町長のほうにこういう同じ質問したときに、第三者的な企業が手を挙げてくれれば検討する余地はあるよという話も伺いました。その辺りでは、これまでそういう第三者的な企業といいますかそういう方が手を挙げてくれた経過があるのか、こちらからそういう目ぼしい企業に対してアプローチした経過があるのか、その辺りお伺いします。

町長 より具体的に、例えば、どこどこの企業という形でお願いに行ったということはございません。また、逆にここでホテル等を経営してみたいという申入れもないのが現状でございます。

6番 分かりました。ちょっと話題を変えます。

今年10月になってから、若あゆ温泉に大型バスがどんどん入ってきている、お客さんが来ているという状況を見ております。あの状況を見ますと、あの方々はお風呂に入ってすぐ帰ってしまう、泊まってくれないかなと思っていたんですが、こういう状況といいますか、今年になってああいう光景が見受けられるようになっていますが、ああいうツアーが入ってきているということは、町長ご存じでしょうか。

町長 温泉のほうから聞いておりまして、そこをうまく利用する方法についても、しっかりと振興公社をはじめ温泉のほうでまず対応していただけるように今後改善していかなければいけないねという話だけはちょっとさせていただきました。

6番 ご存じであれば、ああいう状況を見て、じゃあ、先ほど前段でちょっとお話ありましたけ

れども、あの方々を何とかしなくちゃいけないなという構想といいますか、町長からの思いはなかったんでしょうか。

町長 残念ながら、近くには瀬見温泉等もございますし、また肘折温泉ということ、さらにはちょっと足を伸ばせば海外のお客様にも大変人気の银山温泉等もございまして、後発組で出発するということについて二の足を踏んでいるような状況でございます。

6番 そこでそういう動きをご覧になっているのであれば、何か手だてはないかなと職員の方々と相談するとかそういう具体的な進め方があってもよかったのではないかなとちょっと感じております。

それでは、ちょっと質問を変えますが、答弁書にグランピングの展開は興味深いものがあるということでございますので、少し具体的にグランピングについてご質問させていただきます。

まず初めに、答弁書にございます一番の課題は場所の選定ということでございますが、場所の選定については、私が思うには、先ほど町長の答弁にもございました最高の眺望景観からすれば、今の温泉施設の下の斜面の部分が一番適しているんじゃないかなと。温泉の上から見る最高の眺望と同じ目線で、あの場所であれば眺望景観が楽しめると。あと温泉施設も近い。私が考えている食事の提供等々、ラ・テールのほうも近いということで、場所からすればあそこが適しているんじゃないかと私は思うんですが、町長、どう考えますか。

町長 斎藤議員の質問であったものですから、グランピング施設を設置する際の条件的なところがあるんですが、その中でやはり大都市から150キロ圏内とかいろいろあるんですが、インフラ的にも上下水道が整備されているとかというのがあるようでございますが、やっぱり土地の形状については平たん性を選ぶということがありまして、斜面というのはなかなか建物を建てる上でも非常に厳しいのかなと思っておりまして、場所の選定について非常に難しいのではないかと考えているところであります。

6番 斜面に建てろと言っているわけじゃなくて、あの箇所、あのエリアを整備すればグランピングに適している最高の眺望景観が楽しめるのではないかなということで、私でしたらあそこの斜面を利用した活用方法といいますか、それが最高ではないかなと思って提案をしたところでございます。町長の答弁の中でちょっと興味があるよという話があったので、これを進めていく上で場所が一番ネックだということでございますので、そういう提案をただけであって、そのほか温泉一帯見渡せば様々場所的には探せばあるかと思います。場所が一番のネックだよと言うんじゃないくて、様々検討していただいて何とかそういうにぎわいのある温泉エリアをつくっていただきたいなという思いで提案をしているのでございますので、その辺りご理解をいただきたいと思います。場所はそういう私の考えでした。

あと答弁書の中で、専門スタッフの配置などホテル並みのクオリティーが必要とあるという

答弁でございますが、私が考えるスタイルというのは、今、先ほどちらっと申し上げましたが、グランピングというのは、食事、選択制で自分で作ったりもできますけれども、食事の提供が受けられるということで、夕食についてはラ・テールの夕食を提供すると。朝食については、朝、風呂に入っていていただいて温泉の食堂で簡単な朝食を、そういうスタイルを考えておりまして、ホテル並みのクオリティーと考えることはないのではないかなと私は考えるんですが、その辺りについて町長のお考えをお伺いします。

町長 どの程度のグランピングの施設にするかということが1つ課題になるのかなと思っております。バーベキューのBBQの上にGをつけてグラマラスバーベキューという大変ゴージャスなバーベキューを提供するというのも1つ話題になっているようですし、朝食についても、豪華な朝食ということもいろいろ探すと出てくるという中で、基点温泉の状況についても非常にやはりすばらしい内容の写真が出ているということでもあります、どの程度のものを今度はグランピングと言っているのかということもございまして、それだったらコテージとかテントサイトと変わらないんじゃないと言われても、じゃあ何が変わったのですかということもあるのかなと、思っているところでありまして、どの程度のサービスを提供するのかということについては、やはり重要かなと、思っております。

やはりいろいろ先ほど言ったインターネットで調べてみますと、売上げの30%は利益として出さなければいけないということでありましたので、そこをペイできるということになりますと、かなり厳しい、我々としては一番苦手な分野に取り組んでいかなければならないとなりますので、どの程度のものを出したときにどの程度利益が回収できるかということを検討しながら、じっくりと進めていかなければいけないと思います。

6番 様々なスタイルあり得るでしょう。町長がご覧になったインターネットの中で見た状況もあるかと思います。私も色々見てみましたけれども、それはそれでそれとして、例えば、進むのであれば舟形としてのスタイルでいいんじゃないかなと私は思うんです。そんなに豪華なものにしないで、まず入り口は。

ですから、あんまり構えないでまず取り組んでみるというような考えでいってはどうかかと考えているんです。せっかくあそこに、先ほど眺望景観がある、何回も同じことを言って申し訳ありませんが、ラ・テールがある、温泉もあるということで、あそこで今人気があるこのグランピングの事業を展開するべきではないかなと、する時期ではないかなと私は考えているんです。

ただ、答弁書にもありますグランピングが一過性のものではないかと心配しているということはあるんですが、であれば、最初から大々的に、例えば、基点温泉、ドーム型8棟も建っています。あれは相当経費がかかっていると思います。ああいうことじゃなくて、言い方失礼ですが、こぢんまりとしたといいますか舟形らしいグランピングの取組方から入って

はどうかناと思っているので、先ほどから言ったあまり構えないでというところが、私の思いはそういうところなのでございます。

それで、スタッフでございますが、従来のやっぱりあったまりランドとか三川のなの花というああいちゃんとした施設になれば、スタッフは必ず必要です。ですが、グランピングというのはそんなにスタッフは必要じゃないと思うんです。そこが宿泊施設と違うんじゃないかなと私は思っているんです。そんなに大きくないグランピングの施設であれば、今の温泉の施設の方々といいますか振興公社の方々で対応は十分ではないかなと私は思っているんです。先ほど言った夕食の提供なり朝食の提供なりというのは、今やっていることをやればそんなに負担にならないのではないかなと思っているんです。だから、その辺りから入ってはどうかnaと思うんですが、その私の思いは町長に伝わっていますか。ちょっとお伺いします。

町長 斎藤議員の思いは十分に伝わっているんですが、何度も言うようですけれども、我々としては、商売のことにしましてはなかなか不得手な分野であります。答弁書の中にもありましたけれども、民間から白鳥支配人を迎えて、白鳥支配人からもグランピングの提案をされました。それについて非常にいいなということで動き始めるところもあったんですが、ただ、やはり場所について現在グラウンドゴルフをしているような場所あるいは子供たちが遊んでいる遊具のところということになりますと、やはり現在利用している方々の理解はなかなか厳しいだろうということもありまして、現在、そこが提案を受けていただいたところで止まっている状況なんです、やはりその中で白鳥さんについてももしっかり採算ベースで考えていただいているところもありましたので、やれるところがあれば、それも可能なかなと思っています。

ただ、現在、何回も言うようなんですが、あるものをしっかり磨き上げてそこを利用していくことがまずは重要かなと思いますので、新たな魅力発見というところでは、それに取り組む必要が、まず第一義的よりは今あるものをしっかり磨いてというところでは、そこでせっかく先ほど言われたとおり団体客等々が来ていただいているというところの中で、その多様性という部分で、特にグランピングは若い女性をターゲットにしているということもありましたので、若い女性が来れば、なおさらいい交流人口の拠点の場となると思いますので、それを否定するわけではございませんけれども、しっかりと検討して進めていけるところは進めていきたいと思います。

6番 答弁書はどういうのが来るか、昨日ちょっと楽しみにしていたんですが、先ほども申し上げましたが、答弁書の中では、大変魅力的で興味深いものがあるということですので、ちょっと前向きかなと思って今日一般質問しているんでございますが、今、町長の答弁の中にもございました温泉の支配人白鳥さんがそういう具体的なものを考えて、そこまでやろうとしているといいますか、そういう案を持っているのであれば、それに応えて100%出資の町

として、温泉エリアをどうかしようという検討会といいますか、そういうのを立ち上げるべきではないかなと。やって検討して駄目なら駄目で、それはしようがないと思いますけれども、今こういうブーム、町長の答弁の中に一過性というものを心配しているということもございしますが、その辺りそういうみんなで行おうという案があるのであれば、みんなで立ち上がって検討すべきではないかなと私は思うんですが、これについて具体的にまちづくり課なり温泉なり公社なりと集まって協議した経過はあるんですか。

町長 話をした経過はございます。ただ、具体的にそれを造る、造らないということではなくて、白鳥さんからそういう提案を受けて、将来的にはそういうことも必要なのではないかといいところだけあります。

やはり現状でいきますと、12月中に最上川舟下りを運行している最上川観光さんのほうで4棟のグランピング施設を造るという話もありまして、それが補助金も入る関係で4棟で1億5,000万円ほどだというような新聞報道もありましたので、やはり高額な設備投資ということになりますので、そういったところも踏まえながら、民間のほうでいけば3年でそれをペイするというようなことでありますので、1棟当たり4万円以上の料金になるかなと思うんですが、そういったところで実際に実現可能なのかも含めて、なおまちづくり課、そして振興公社、白鳥さんも含めて少し、あと観光物産協会のほうも誘客の部分でちょっと話に混ざってもらって協議をしていきたいと思います。

6番 実現するかどうかは別として、そういう提案もあるということで、それを受けて検討すべきではないかなと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

今、町長のほうからちょっと話ありましたが、先ほど申し上げました碁点温泉には8棟のドーム型、あれはかなり本当に経費がかかっていると思います。今、町長がおっしゃった戸沢村は今、4棟とおっしゃいました、6棟あります。収容人数は違いますが、4棟、2棟、全部で6棟建っています。

その中で、インターネットでちょっと見ると、先ほどあった碁点温泉の夕食のメニューを見ると、舟形産マッシュルームがふんだんに使われているんです。そういうものを町長もご覧になったと思いますけれども、何でそれを舟形に使わないのという、発想といいますか、こういうところでグランピング等々、温泉の施設でもいいです。そこで、せっかくあるものを舟形で出さないで、何で碁点温泉で出しているのという、そこに視点を向けていただいて、ぜひ舟形産のものを出せるような施設の設備といいますか、金のかかる話ですけども、そういう検討を前に進めていただきたいと。この食について何か思いがあれば伺います。

町長 誠に新庄年金事務所の所長さんが関東のほうから転勤されてきて、それからこの間、自衛隊の司令部の事務服組、制服組でないほうの方が市ヶ谷から転勤されてご挨拶に来たんですが、舟形のマッシュルームを大変気に入られておりまして、必ず舟形に来たときにはマッシ

ュルームスタンドに寄るといようなお話もいただきました。

そういった意味で、やはり今確認をしましたところ、コテージでの食材提供の中に舟形のマッシュルームを提供する料理、アヒージョとかそういったものはないようであります。しっかりやっぱり地産地消という考え方の中で、舟形町の魅力ある食材を提供できるように、今後もちっと食のメニュー等も検討していければなと思っているところであります。給食では地産地消を進めていろいろ頑張っているんですが、コテージの利用者に対する食材の提供に舟形のものが少ないとなると、そこもちっと残念なところではありますので、しっかりと提供できるように頑張っていきたいと思います。

6番 マッシュルームさんから俺も頼まれてきたわけじゃないんだけど、せっかくそうやって先ほど町長からご紹介あった様々な方々からもマッシュルームが気に入られて、そういう舟形のPRといいですか、舟形のマッシュルームということで舟形がPRされているわけでございますので、こういう提供できる場所を確保して提供するべきではないかなと。

あわせて、ラ・テールなりマッシュルームスタンド、かなり非常に混んでいて予約が取れないという話を聞いてございます。であれば、なおさらのこともう1か所グランピングなりそういう施設で舟形のものを、マッシュルームに限らず舟形の食材を提供できる場所をつくって、舟形をPRして、舟形に人を呼んで、交流人口を増やして定住・移住につなげていくという発想をしていただきたいと私は思うのであります。

それで、もう1点でございますが、先ほど町長が、ある施設、既存の施設をどんどん使っていくという話でございました。この食でございますが、コテージに宿泊したお客さんにラ・テールの食事を提供するという事は考えておりませんか。することによって、今申し上げた、例えば、舟形のマッシュルーム等々のPRもできると。すなわち、それが、イコールグランピングではないですけども、食事を提供するという行為がグランピングにつながっていくのではないかなと思うんですが、今後の構想としてそういう考えはないのかお伺いします。

町長 今、確認をしましたところ、コテージとラ・テールの組合せのセットプランというものについては今現在ないんだそうです。今、現実にはそのセットプランをつくろうとして検討をしているところであるようであります。冬期間、特に利用率が平常時よりも落ちてきますので、そういったところの中で魅力と魅力をふっつけて倍の魅力にしていくということについては非常に重要だと思いますので、ラ・テールの活用、さらにはマッシュルームスタンドの活用とかをうまくやっていければコテージの利用増大にもつながるかなと考えているところであります。

6番 時間もないので最後にしたいと思いますが、先ほど来、町長とのやり取りの中で、こういう具体的な素案があれば今後検討していくと、ラ・テールの食事の提供についても今後取り

組んでいくという話でございますので、前向きに検討していただければなと思っているところでございます。

終わりにしますが、最後に、先月の大人塾、先ほど町長のご挨拶にもございましたが、講師の先生の話の中に、舟形町も観光地になり得るということで、観光立町宣言の意義というのが先生の話でございました。意義は、交流人口の拡大による地域の活性化だということでありました。舟形町の活性化の起爆剤といいますか、それは縄文の女神だと思いますが、なかなか女神さん帰ってこないんです。おかえりプロジェクトがもう2年目、3年、令和3年、4年から立ち上げてございますが、なかなか帰ってきてくれない。であれば、温泉エリアを盛り上げるしかないのではないかなと、舟形町が観光地になり得るのであれば。

ですから、先ほどから申し上げております温泉エリアを活用した人口交流の拡大がにぎわいのあるまちづくりではないかなと思っておりますので、この辺りを目指して今後とも奮闘していただければと思います。一言お願いします。

町長 去る10月29日に、東根北から村山本飯田までが開通しまして東北自動車道が舟形インターチェンジから首都圏までつながったという、やはりすばらしい歴史的なことがありました。このチャンスをやはり舟形町も生かさないわけにはいかないと思っておりますので、そのためにやはり必要な温泉エリアの交流人口の拡大、魅力の拡大ということで、福留先生からは、観光はそこにある資源をしっかりと宝物に光を当てることだということもありましたので、宝物をいっぱい探し出して、ほかの町民から舟形はいいところだと言ってもらえること、そして町民が舟形町を好きだと言ってもらえることをしっかりアピールできるようにしていきたいと思ひますし、併せて縄文の女神については、いずれ必ず舟形町に返してもらえるように一生懸命努力してまいりますので、また7番議員さんから建物を建てて実質公債費比率がと言われるのかもしれませんが、必要な施設についてはご理解をいただきながら、しっかりと設備を整えていきたいと思ひております。

議長 以上をもちまして、斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、9番奥山謙三議員。

9番 本定例会において私が最後の一般質問でありますので、町長におかれましては頑張ってくださいと思います。

それでは、通告書に従い質問を行いたいと思ひます。

(1) としまして、中学校部活動改革を問う。そして、(2) 特定地域づくり事業制度についてということで行います。

中学校部活動改革を問う。

文部科学省では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを作成し部活動の適正化を推進しています。他方、学校の働

き方改革は喫緊の課題であり、中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが指摘されています。

部活動の意義と課題として、①部活動は学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動とあります。②部活動に参加する生徒にとっては、教科学習とは異なる集団での部活動を通じた人間形成の機会であり、多様な生徒が活躍できる場となっています。③一方で、部活動は必ずしも教師が担う必要がない業務と位置づけられています。④教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験のない教師には多大な負担となっているとの声もあります。

これらを受け、改革の方向性として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきとあります。一方で、休日の部活動に対する生徒の要望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要とあります。

町では、これらを受けて部活動の体制構築をどのように進めるのか質問します。

次に、特定地域づくり事業制度について。

特定地域づくり事業協同組合制度の目的は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するとあります。

制度としては、地域全体の仕事を組み合わせることで年間を通じた雇用の場を創出し、組合で雇用した職員を事業者に派遣することで安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保でき、移住・定住を促進するとあります。この制度には、国庫補助、地方財政措置、さらには特別交付税措置もあります。

当町において実施が可能なのか未定ですが、検討してみる必要があると思います。町長の考えをお聞きます。

以上です。

町長 それでは、9番奥山謙三議員の中学校部活動改革を問うについてのご質問にお答えします。

部活動は、近年の少子化の進展や教員の恒常的な時間外勤務を背景に、将来に向けて持続可能な運営が困難になると言われ、関係省庁においても、部活動の適正化に向けた改善方策や地域との連携、協働及び地域移行への方向性が示されてきたところであります。

具体的には、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、「運動部活動における適切な休養日及び活動時間の設定や生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環

境整備を進める」ことが示されております。

平成31年1月に中央教育審議会の「学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申において、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位への取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示されました。

その後、国会の審議やスポーツ庁の方針を踏まえ、今年6月には段階的な地域移行をおおむね達成する目標時期を盛り込んだ提言が出されたところであります。

このような国の動きを踏まえ、県では「山形県における部活動改革に係る基本的な考え方について」を今年11月に公表し、「休日の活動は、部活動を希望する生徒の自主的な活動」「休日の活動を希望する生徒は、地域での新たな活動としてクラブ等に所属するなど、自由に選択して活動をする」「各市町村は部活動改革を検討する組織において、休日に活動することを希望する生徒のために、活動している部活動の種目を中心に、休日にも活動できる環境を令和5年度から段階的に整備し、令和8年度からの実施を目指す」との考え方を示し、市町村や関係団体と共有した上で取組を進めていくとしております。

休日部活動の段階的な地域移行については、県で示したガイドラインに沿って進めてまいりますが、円滑に進めていく上で解決すべき課題は、受皿となる地域団体等の整備や支援、指導者の質の保障、量の確保、中体連などの大会の在り方、スポーツ等に関する能力を評価する推薦入試制度など、多岐にわたるため、舟形町の部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、多様な観点から検討を行う必要があります。

また、中体連主催大会やその他大会の在り方も現在並行して議論されており、市町村単独では活動できず広域的な調整が必要な種目もあるなど、様々な機関と連携しながら進めていかなくてはならない部分も想定されます。

部活動改革を推進するためには、複雑に絡み合う諸課題を解決していくための複数の道筋があることや多様な方法があることを強く意識しながら、将来的な平日部活動の地域移行や持続可能な仕組みづくり、広域連携なども視野に入れ、丁寧に検討を行っていく必要があります。

現在、舟形中学校では、常設部7部に69名、校外部3部に5名、クラブチーム2チームに4名が在籍しており、常設部のうち1つが他市町村との合同チームとして活動しております。

また、それぞれの部に部活動指導員や外部コーチが配置されており、平日夜間や休日のクラブ活動を実施している種目もあります。

まずは、小中学校、PTA役員、保護者会、各スポーツ関係団体による情報交換会を重ね、場合によってはアンケートを実施するなどし、様々な課題を洗い出し、それらを整理した上で検討委員会を設置したいと考えております。

休日部活動の段階的な地域移行については、生徒や保護者への情報提供を適時行うとともに、子供たちが望む活動ができるよう、地域と一体となって環境整備を進めてまいりたいと思います。

次に、特定地域づくり事業制度についてのご質問にお答えします。

特定地域づくり事業制度は、奥山議員の質問にもあるように、特定地域づくり事業の推進において地域づくり人材の確保及びその活動の活躍の推進を図ることにより、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することが目的であり、活動の主体である特定地域づくり事業協同組合の運営費に対して国と市町村が財政的な支援を行うものです。

過疎地域にかかわらず、人口の急減地域における課題については、①事業者単位で見ると年間を通じた仕事が少ない、②安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保できないという状況が人口流出の要因やU I J ターンの壁にもなっていることが揭げられます。

このような課題を踏まえ、実施主体である特定地域づくり事業協同組合の設立により、特例措置として労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）が届出で実施可能になることによって、地域の仕事を組み合わせた年間を通じた仕事の創出や、組合で職員を雇用した事業者に派遣することによって安定的な雇用環境が構築され、一定の給与水準が確保されることにより、地域の担い手の確保につながるものとされております。

また、組合の財政支援としては、組合運営費の2分の1の範囲内で国庫補助の特定地域づくり事業推進交付金があり、その内訳は、組合運営費に対して国4分の1、市町村4分の1となっております。

また、地方財政措置として、市町村負担分に対して2分の1上限300万円が特別交付税措置となっております。

前述の人口急減地域における課題については、本町においても認識をしているところであります。まずは、本事業制度にご理解をいただき、事業協同組合の設立に取り組んでいただく方が必要であります。

県内においては、小国町で令和3年11月におぐにマルチワーク事業協同組合が県から認定を受け、事業を行っております。内容としましては、組合の代表に地域おこし協力隊を卒業した方が就任し、そのほか3人の理事と14の事業所が組合員となっており、労働者派遣事業のほかに空き家管理業、移住定住コーディネート業、就職支援サービス業などを行っております。

今後、おぐにマルチワーク事業協同組合をはじめとした他組合の状況について情報を収集し、本事業制度の活用について検討してまいります。

9番 それでは、まず最初に、回答の内容について確認をしながら再質問を行っていききたいと思います。

現在の舟形中学校の部活の現状、常設部が7部、校外部が3部、クラブチームが2チームと、常設部のうち1つが合同チームという回答であります。この常設部7部、校外部3つ、この辺のちょっと内容等についてもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

町長 その件については、教育課より説明を申し上げます。

教育課長 ただいまご質問のありました部活動の常設部、校外部等の中身についてお答えしたいと思います。

常設部7部につきましては69名とありますが、こちら1、2年生にまづなります。部活動については、野球部、サッカー部、バレー部、ソフトテニス、バドミントン、卓球、吹奏楽、こちらの7部になります。

校外部につきましては、学校外に通っているものを部活として認めるという分になりますけれども、剣道部、柔道部、水泳の3つになります。

また、クラブチーム2チームにつきましては、野球とサッカーになります。こちら新庄のほうだったと思いますけれども、になります。

それと、合同チームと活動しているのは、現在、野球部が最上町のチームと合同チームとして活動しております。

以上です。

9番 これらの部には、先生方の顧問という形で配置はなされているのでしょうか。

町長 その点については、教育課より説明をさせていただきます。

教育課長 ただいまの部活動に対する顧問の配置についてお答えいたします。

それぞれの部で顧問数を申し上げますと、野球部で2名、サッカー部で1名、バレー部で2名、ソフトテニス2名、バドミントン2名、卓球2名、吹奏楽2名、計13名の先生が顧問として配置になっております。

以上です。

9番 これまでですと、中体連といいますか決まっている行事等については、学校等では振替休校等で先生方の対応をしているようですけれども、土日の練習試合等でその顧問の方々が一緒について行った場合の対応といいますか、お金なのか振替なのかちょっと分かりませんが、この辺はどういう対応を行っているのかお聞きしたいと思います。

町長 その点についても、教育課より説明を申し上げます。

教育課長 中学校の先生方の土日部活動に出た場合の部分については、中体連については振替と聞いております。

教育長 学校の先生につきましては、給特法という法律があつて、1か月45時間の時間外が給料に含まれているという給料になっています。そういう枠の中で部活動のほうについてお願いしているというふうになります。

9番 そういった内容の中ですけれども、今回のこういう体制の変更が入ってきた背景には、今回の一般質問の中にも書いておりますが、先生方の働き方改革、さきの山形新聞報道の中では、土日に活動してほしいという生徒のパーセントが六十二、三％で、逆に先生方としては休みたいというのが、活動してもいいよという割合が30％ちょっとしかないというところで、練習をする生徒と教える側の先生の中でギャップがあるわけです。先生たちとすれば、ならば、やっぱり土日を休みたいということの結果だろうと思います。今回の働き方改革の中で、部活動改革の大きな理由になっているかと思います。

そういったところで、舟形中学校におけるそういったところの、苦情とは言いませんが、問題等がそういうのはあるのかなのか、この辺をお聞きしたいと思います。

町長 その点につきましては、教育委員会より説明を申し上げます。

教育長 今現在、中学校の部活動に課題はないかといいますと、あります。例えば、卓球に顧問といいますか指導者がいないということもあって困っているということで、今、ちょっと保護者の方と話し合いもしている状況もあります。

そもそも今回の地域移行につきましては、学校の先生方のいわゆる働き方改革とさつきありましたけれども、ちょっと私、結局見ているのが、いわゆるOECDという世界経済開発機構の中で、1週間当たりの日本人の学校の先生の労働時間というのが53時間なんだそうです。OECDの平均が38.9時間ということで、大体1.5時間、日本の学校の先生は多いと。その中身を分析していくと、教育課程と教育課程外に分かれますけれども、教育課程外が部活動になります。そういった教育課程外のことが結構多くて、本来である知識、技能の定着というようなこととか資質、能力の向上のための事業づくりの準備とかそういう時間が取れないということで、国も働き方改革の中で、今、見直しをかけているという状況でございます。

学校の先生の部活動については、やはり国が言っているとおり、地域に移行して指導員は指導員でとなっているんですけれども、国のほうで、来年から3年かけて集中改革期間ということで休日だけは、休日を3年かけて地域に移行させるようにという計画を、今、新たなガイドラインをつくってパブリックコメントを県を通してやっているという状況です。

町のほうでもやはり学校の先生に将来的にいつまで頼るわけにはいかないという中で、国のほうでも、学校の先生30％でさつきやりたい先生と言いましたけれども、やはり部活動をやりたくて先生になられた先生もいらっしゃる。そういったことも国でも分かり、なおかつ地域の中でそういう先生方の活躍も認められているということもあってかどうか分かりませんが、給特法の中で兼業の禁止の緩和がされて、昨年、なっています。そういったことを含めまして、そういった先生方をお願いするという手もありますが、将来的にはやっぱり地域にというふうに考えていかなければとも思っているところです。

9番 回答の中に、外部コーチを採用しているところもあるということなんですけれども、現在

において、外部コーチへの指導するに当たっての資格といいますか、研修とか報酬、この辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

町長 私も外部コーチになっておりますが、報酬等はございません。資格も、それもない状況であります。

ただ、町として外部コーチを委託している方がおりますので、それは県のほうからの補助金 coming 来ているかと思っておりますので、詳細については教育課より説明を申し上げます。

教育課長 ただいまの外部コーチの状況と報酬についてお話ししたいと思います。

外部コーチにつきましては、全ての部というわけにはなかなかいかず、吹奏楽部以外の6部について外部コーチを委嘱してございます。

また、外部コーチではない部活動指導員という方につきましては、卓球、バドミントン、吹奏楽、サッカー、それから校外活動である柔道、水泳、冬期間の陸上等について、やはり先生方がちょっと手薄な部分もあると思うんですけれども、そちらについて部活動指導員ということで委嘱しております。

外部コーチにつきましては、先ほど町長からもありましたけれども、報酬等はなく協力いただいている状況ですけれども、部活動指導員については、県の補助金を活用して、全てではありませんけれども、上限がございますので、1時間1,600円という報酬をお願いしているところです。

以上です。

9番 地域スポーツ、総合型地域スポーツクラブ、民間団体に移行するにしても、当然、指導者がいるわけですけれども、指導するに当たっての基本的なところ、体罰は駄目とかそういうところ、研修はある程度受けて、スポーツ庁から何か認定を受けたような資格等が必要だと思っただけけれども、これについて何もなくても指導できるということでもいいのか。これ、私少し教えた頃には強制的に講習を受けて取られました。そういったところが何か必要なのかなと思いますが、この外部コーチ等については、再度確認ですけれども、必要ないのか質問したいと思います。

町長 スポ少のときは、指導員の資格講習というのもありますので私も持っておりましたけれども、中学校の部活についてはないように思っております。

また、詳しいことについては教育課のほうから説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

教育長 新たに今回地域移行するという前提で回答をします。

今現在は、確かに町長が言うとおりの、ないんですが、今回、地域移行になる際にとということで、今まだパブリックコメントの段階ということで国のほうから来ているやつなんです、指導者資格等による質の高い指導者の確保と都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある

教師等の円滑な兼職兼業ということで項目がございます。そういったところを考えると、これから地域移行するに当たっての指導員については、何らかの資格といいますか、講習を受講するとかそういったものが出てくるのかなと思っています。

9 番 次にですけれども、総合型地域スポーツクラブ、金山町にあるかと思いますが、このクラブの並びといいますか、こういうような形じゃないかというところを分かっていれば教えていただきたいと思います。

町長 その件につきましては、教育課より説明を申し上げます。

教育課長 ただいまの総合型地域スポーツクラブの概要についてですけれども、各市町村の整備を国で以前から進めておりまして、今、活発に動いているのは鮭川村さんであったり、金山さんにもあるとは聞いているんですけれども、ございます。また、この部活動の改革の実践として、山形六中、あと鮭川中学校、それから小国中学校、そして鶴岡の第二だったかな、中学校がございまして、大体のところが総合型地域スポーツクラブへの移行ということで実施していると聞いております。また、民間スポーツクラブへの移行を進めているところもありまして、順次、そういう受皿となるところが進めていくのかなというところであります。

総合型スポーツクラブにつきましては、地域の人材なりを活用して部活動、子供だけではないんですけれども、いろいろな方がスポーツをしたい場合に、新庄のクラブに行くとかどここの民間のどこで運動するとかということではなく、いろいろなメニューを提供するクラブを民間の団体が運営して、NPOであったりというイメージでいいと思うんですけれども、運営して様々な地域のニーズに合った運動サービスを提供する団体となります。そこにはもちろん民間運営しますので、受講料なりお金をもらって、こちらで講師を抱え込むだけではなく、いろいろな講師に依頼して、いついつの何曜日、ダンスの教室をするのでとかランニングのあれをするのでというふうに運営していくような団体が総合型の地域スポーツクラブと位置づけられていると認識しています。

9 番 時代の流れでそういう方向に行かざるを得ないと思いますが、11月3日の新聞に、日本中学校体育連盟は、2023年度から全国中学校体育大会、全中、総合型地域スポーツクラブなど民間団体に所属する選手の参加を全競技で認めることを決めたという報道がありますので、これは地域スポーツクラブに入っている全中のほうには参加できるという方向なので、こちら辺も勘案しながら、先生方の働き方改革も含めて進めていただきたいということと、あとそのことを進めるに当たって注意していただきたいのは、平日は先生方が教えるわけです。そして、土日祭日は校外の指導員が教える。この辺で先生方の教えていることと、地域スポーツクラブで教えている指導者がバッティングしないようにというか、スムーズに、結局、子供たちが一番被害を被るわけですから、この辺は十分注意をしながら地域スポーツのほうに移行をお願いしたいなと思います。

あと、このことについては、まず今後の状況を見て、再度質問するか分かりませんが、まず子供たちにとってよい方向に行くように進めていただきたいと思います。

次に、2点目の質問に移りたいと思います。

回答にもあったとおり、このことが本当に舟形町にとって必要とされているのかというところが一番のポイントになるわけですが、商工業、農業においてこういう働き方を求めているのか、この辺、把握しているようであればお答え願いたいと思います。商工業と農業のほうでお願いします。

町長 商工業的なところで、例えば、除雪のオペレーターなんかは期間、季節ということもありますので、やはりそういう部分では必要だと思いますし、農業においても同様にやはり収穫する農産物の繁忙期ということもありますので、そういったところで融通できればとは思っております。

ですから、そういったところで前から農業振興課のほうには、人材バンクということでできるだけ早めにつくっていただければというお願いをしているところなんですけど、そうしないと園芸作物、園芸農業については進行していかないという大きな問題もございますので、把握しているかという、どれだけの量というものについてはまだ実際のところは把握していないところではあるんですが、いずれ必要だとは思っております。

9番 ただいま町長から答弁あったとおり、やはり年間を通じての雇用は難しいけれども、短期的な雇用としての需要はあるのかなと思っているところです。そういった中で、回答の中にもあったようですが、小国町では地域おこし協力隊を卒業した方が窓口となって進めているという回答があったようです。

ただ、これは私の一方的な思いなのでもし間違っていたら訂正をお願いしたいなと思います。富長小学校を借りて運営をしている、現在はふるさと納税関係の業務をしているようですが、ふるさと納税制度が永遠に続くということも非常に考えにくいのかなということを考えていくと、やはりあそこで窓口となっていて、商工業のほうにはつながりがあるようですけれども、少し農業のほうにも目を向いていただいて労働の需要等の調査を行いながら、併せて、彼は地域おこし協力隊としての経験もお持ちでありますので、この辺を活用しながら取り組んでいくのが一番近道のような気がしますけれども、私の一方的な思い込みなんですけれども、この辺で少し検討してみる余地はあるのかなと思いますが、ぽいっと今言ったので答弁にちょっと苦慮するかもしれませんが、町長の考え等があればお聞かせいただきたいと思います。

町長 出井君につきましては、現在、ふるさと納税の業務を請け負っていただくこと、さらには観光物産協会の事務をしているということで非常に多忙なことでありまして、新たな業務を請け負うことができるかといったらかなり難しいかなと思います。やはり小国町の仁科町長

さんにお聞きしましても、地域おこし協力隊で卒業された方とその友達を数名集めてきてやっているということであるようでしたので、国の交付金がなくなったら大丈夫かなという心配もしながら仁科町長さんはおっしゃられておりましたけれども、やはり誰か核となる人が1人いて、その仲間ですっかりと自分も働きに行くような体制だそうなのですが、そういうところから少しずつ農業であったり、冬期間のオペレーターというようなことのほうにも入っていければ非常にいいのかなと思います。やはり核となる人材をしっかりと確保することが一番の問題かなと思っております。

議長 奥山議員、手短に。

9番 この事業についてはやはりまだ手探りの状態でありますので、町としても十分検討していただいて、導入できるのであれば導入をお願いしたいなということをお願いしながら、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時09分 散会

令和4年12月7日（水曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録
（第2日目）

令和4年第4回舟形町議会定例会第2日目

令和4年12月7日（水）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副町長	鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者	伊藤 茂 樹	総務課財政主査	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長	鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長	沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	監査事務局長	相馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬 広 志	主 事	沼澤 靖 子
--------	--------	-----	--------

議事日程

日程第 1 報告第 7号 令和4年度舟形町生涯学習センター大規模改修工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

日程第 2 議案第46号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について

日程第 3 議案第47号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第48号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

について

日程第 5 議案第 49 号 令和 4 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて

日程第 6 議案第 50 号 令和 4 年度舟形町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

**日程第1 報告第7号 令和4年度舟形町生涯学習センター大規模改修工事請負契約の一部変更
についての専決処分の報告について**

議長 日程第1 報告第7号 令和4年度舟形町生涯学習センター大規模改修工事請負契約の一部変更についての専決処分の報告についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

まちづくり課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

4番 1億800万円近くのお金をかけて大規模改修、これで完全に終了したという認識でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 生涯学習センターにつきましては、大規模改修を終えて一応ほぼ改修を終えたという認識であります。

町長 今回の大規模改修については、今、まちづくり課長がおっしゃられたとおりなんです、やはり町の公共施設の長寿命化計画に基づいて定期的に更新しなければいけないということがありますので、今回であと工事が無いということではなくて、今回修繕すべきところは修繕をしたと。また、長寿命化計画に基づいてしっかりと施設を長もちさせるための工事がいづれまた出てくるかもしれませんが、そういう状況であります。

4番 それは理解しております。やっぱりまだ不具合が出れば、当然、町として何らかの手だてをしなければならないということは私も認識しております。

先ほど、先般、産業振興で視察したときに課長からお話いただきまして、活用方法としては長沢地区の方々が使用していただいているということをお伺いしました。それは大変よろしいことなんですけれども、あれだけの大きな建物を改修してやはり、地区の方が使用するというのは何らやぶさかでないんですけれども、今後、その活用方法として他に貸し出すとか何か考えがもしあるのであればお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 現時点においては、ほかの団体に貸し出すという予定というか申込みは受けてはいないんですが、長沢地区の方に限らずあの場所は誰でも使用できますので、そういったスポーツに限らず文化含めた愛好会、そういった団体、個人については広くこれからも貸し出していきたいと考えています。

4番 やはりあれだけのものですから、ずっと全部使っていただければありがたいことなんです

けれども、やはり町としても、今後、活用方法としていろいろなことを模索していかなければならないと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。答弁はいいです。

1番 先日、産業振興のほうで見に行ったわけですがけれども、ちょっと1つ確認したいんですが、私、9月定例会で施設等の防犯灯とかの見直しのなもので聞いたんですが、この間、学習センターに行った際に外壁に街灯のようなものがあつたんですが、丸充さんの担当者さんからはその配線場所が分からないというご指摘を受けたんですが、配電盤とあって、建物自体のそういう電気設計的な過去のものがなくて電源が分からないのか、それとも、そこを今後活用していくのか、その点についてちょっとお聞かせください。

まちづくり課長 調査のときに、外壁に街灯がちょっとつけられていたというところで、今、ご質問にもありましたように、丸充建設さんのほうでも電源と配電がどうしてもちょっと分からないということでした。多分、当初からつけられていたものではなかったのかなとちょっと感じています。今後、電源と配線のほうをもうちょっと調べてみたいと思います。

あそこの角についている街灯なんですが、これまでもあそこがついていなかったということもあったものですから、その必要性についてもちょっとこちらで調査してみたいと思います。必要であれば取り外すなどの対応、必要であればつけるなどの、点灯するなどの対応をちょっと検討してみたいと考えています。

1番 せっかくついているものですから、建物を建てたときの大体電気場所というのはもう配電場所決まっていると思うので、それがどこか分からないというのが私ちょっと納得できなかったんですが、その点、やっぱり電源というか配線は絶対来ていると思うのでその確認と、可能であれば、取り外すのではなくできれば防犯灯的な感じで利活用したほうがいいのかと思いますので、その点をどう思われますか。

まちづくり課長 つけるとやっぱり景観があるとは思っております。ただ、やはり今、先ほども申し上げましたように、ずっとそこについていないという状況もあったものですから、防犯灯としてこれからの必要性、その辺をちょっと見極めていきたいと思います。防犯灯として必要だとすれば、やはりそこは検討するなどの対応が必要かなと考えています。

議長 ほかにありませんか。

2番 先日の全協の中でも私一部質問したんですが、ちょっといまいまだ理解できていませんので改めて質問いたします。

今回、工事を行っていく段階で、現場の状況によって工法が一部変更になったという説明だったと思います。今、これから現行の屋根に新たな屋根をかぶせたカバー工法ですか、それでやるという説明あつたんですが、その中で、工事が変更することによって安価になった部分、あるいは屋根を上からかぶせることによって費用がかさむ部分、それが私ちょっといまいまだ分かっていないんですが、例えば、現行の屋根を剥がして処理する材料代、

処分代あるいは作業の工数代は減るのかなと思います。あと新しく屋根をかぶせることによって追加になる材料があるかと思いますが、その辺、少しもう一度詳しく教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 ご質問についてお答えしたいと思います。

まず、生涯学習センターの増額になった大きな部分の1つといたしまして、事務棟の屋根が当初ふき替えの予定であったのが、下地のスラブコンクリートの老朽化によってカバー工法のほうが適しているといった内容になったものです。

なぜ、そこで増額になったかといいますと、事務棟の屋根の形状がステンレスの屋根ぶきだったんですが、縦の平ぶきをやっている形状で、屋根と屋根を組み合わせている部分が縦に線が何か所も入っています。組み合わせている部分の高さがあって、ステンレスの屋根の一番低いところと組み合わせたところの高さの高低差がこの事務棟の屋根には出てきていると。そこで、カバー工法にする際にその高低差を埋めないとカバー工法できないということの事情が出てきています。その高低差を埋めるために、高圧の木毛セメント板といった板を高さを埋めるために敷いています。その木毛セメント板を敷いたことによって、そこが一番の増額の原因になっています。

もともとの屋根の形状が平らであれば、合板を敷いてその上に防水シートを敷いて屋根をカバー工法するということで、廃材も出なくて安価にはなるということなんですが、今回の事務棟については、ステンレスのもともとの縦ぶきのやつを組み合わせたところが盛り上がって縦に線が何本も入っている部分の高低差がどうしても出てきて、それを埋めなきゃならないためにTSボードという高圧木毛セメント板を敷いた。それが一番の増額の原因になっております。

以上です。

2番 今回の補正といいますか、工事の内容の変更金額が498万800円ですか、増額という金額のようですが、この中で金額がプラスになった要因あるいはマイナスになる要因、その辺、分かればですが、ぜひ今後のためにもそういう見方で記録に残しておいたほうが私としてはいいのではないかなと思っていますけれども、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 ご質問をいただきまして、私もカバー工法は安価にできるといった先入観でちょっとこの工事を受けていたんですが、やはり調査の内容とかそういったものを見ますと、平らなもともとの屋根の形状か、もしくは今言った高低差、起伏がどうしても出てきている形状かによってやはり金額が変わってくるというところがありますので、そういったところは記録として残しておくといったことを注意していきたいと思っています。

2番 やはり先ほど電気配線の話もあったんですが、後々、またいつの時代か工事という

時期になったときに、その辺の履歴、いつにどういう工事をして当初はこういう工事をする予定だったんですけれどもという今課長から説明あったような内容を残しておくべきだと私は一応思っていますので、今後、よろしくお願ひしたいと思います。

町長 通常の工事でありますと、当初設計書の中から変更設計書を作りますので、その際に、今議員からおっしゃられた減額する分というのが当然設計書の中に、上段、下段の変更前、変更後の設計書として出てきます。さらに、追加のカバー工法による増加分というのも、設計書上の中では当初がゼロで変更後に増ということで設計書上には明記されていますので、記録として設計書の中には残っているということでもあります。

今回は、その部分を抽出してきて、そこがどれだけ違ったかということを表にとり分かりやすく説明すればよかったのかもしれませんが、今後、今言われた記録という部分の中では、設計書上にそういったものが出てきているということでご理解いただきたいなと思います。

議長 ほかにありませんか。

3番 今、るる説明ございましたけれども、この変更にあたって、当初の段階でこれは確認できなかったのか。1つ例を挙げますと、以前に若あゆ温泉の浴室の改修工事の中でも、実際に工事入って外壁をちょっと取ったら中が腐れていたというようなこともございました。そのときも、工事を発注する段階にあって、例えば、設計屋さんが入ると思うんですけれども、そういったやっぱりしっかりした確認をして設計を組まないと、結局、また同じようなことになるんじゃないのというようなことでその温泉の工事のときにも申し上げましたけれども、また今回こういった形で途中で工法を変える、変えるのはそれは仕方ないかもしれませんが、設計をする当初の段階で、やはりそれは確認が必要で、設計さんのちゃんとした見立てがないと私は駄目だと思うので、ただ工事をやったらこういうのだから変更する、そういった流れでは私はまずいのではないかなと思います。当初の中での確認する段階でこういうのは分からなかったのか、お聞きします。

まちづくり課長 当初の段階では、屋根を剥いでの調査は行っていなかったものですから、当初の段階では、スラブコンクリートは朽ちていないものと見て、ふき替え工事に当初は設計したものです。今後、そういったところは、設計会社のほうにも十分にこちらのほうでもひとつ事前調査をしていただくように申し入れていきたいと考えています。

3番 若あゆ温泉の例も出しましたがけれども、やはりかなりの金が投入されているわけです。工事をやったらこうだった、ああだったではなくて、やはり多くの金を投入するのであれば、一部やっぱり屋根を剥がしてでも確認をして設計を組むべきだと私は思います。やはり極力予算の中で最大の工事をして立派なものに仕上げるというのは、私は基本だと思います。やって、ここは駄目だから金をかけるといったやり方では、金の無駄遣いとは言いませんけれども、設計さんの結局、ちょっともう少し頑張っていたいただかなければ、ただ設計を組んだ

だけではちょっと金もつたいないなという私は気がします。

今後、また若あゆ温泉もありました。女神の郷でも似たような話もありましたし、漁協のあの井戸を掘るときの道路の仮設の仕切り板もございました。いろいろ事前に分かるようなことがたくさんあると思うんです。そういったものをやっぱり前もって設計する段階で確認して、必要な経費は必要だと思うのでそれはやっぱり適正に計上して、しっかりした工事をまず、ちょっと言葉の大変使い方は悪いかもしれませんが、設計屋さんの出してきたものをそのままぼんと受けるのではなくて、やっぱり行政のほうでも確認して、そしてこれでいいというような断固たるやっぱり自信等を持って発注していただきたいと思います。今後、やっぱりこのようなことのないように十分注意して発注に当たっていただきたいと思います。

町長 3番議員のおっしゃられるとおり、そういうことについては十分に調査をした上で発注をする、設計を組むということが十分に必要だとは認識をしております。

ただ、やはりどこまで破壊をして設計に計上するかということもありますので、なかなか今現在の建築設計の段階でいきますと、今ある建物等を一部破壊してその内容をチェックするというということについてもなかなか難しい状況、あるいは建物の面積の一部しか破壊できない場合については、そのほかのところはそれと同様なものであろうと設計をせざるを得ないという部分があります。だが、実際に全部取ってみたら、今回のようにスラブコンクリートが脆弱化しているということもあるようでありますので、やはり変更というのは、それをする上では必要なものだと思っております。

当初設計のとおりだということで全てやるというのは、私は現場を監督した人間としてもそれは無理でありますし、職員にも、しっかり現場を見て現場に適合するように変更しなければまずいということで指導もしているところでもあります。

そういうところもありますので、全て変更がないということは無理ではありますけれども、しっかり事前の調査というものをした上で、今後も設計をした上で町のほうのこういった変更まであまり入れないように努めてまいりたいと思います。

3番 町長がおっしゃるのはもったもで、やはり私は設計変更が駄目だというわけでもなくて、事前に調査が不足しているのではないかという指摘であります。やはりやってみて、変更をかけなければならないのは変更かけていいものに仕上げるのは当然の話でありますけれども、過去にもそういった問題が出てきておりますので、やはり事前にちゃんとした調査、町だけでなく設計屋さん、ある程度決まりました設計屋さん、調査をしっかりして概算設計をするのがやっぱり必要だとは思いますが。例えば、建物に関しては、点検口でそこから屋根の部分が確認できるやもしれませんし、そういったもろもろの調査する方法はあると思います。そんなことで、今後、やっぱり事前の調査をしっかりした形で発注をしていただきたいと思います。

議長 答弁はありますか。

町長 そのように努めてまいりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

1 番 今回は長寿命化ということで工事をなされたわけですが、今回、変更の増額部分と減額部分というのがありまして、今回、アスベスト対策ということでそちらのほうが減額になっていると思うんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今後、アスベスト的な対応というのは、ちょっと私はよく分からないんですけれども、それはアスベストが使われているという段階で、今後、そういうのが問題になっていくのか、いかないのか、ちょっとその点お聞かせください。

まちづくり課長 令和4年の4月からなんですが、アスベスト工事によるアスベストに対する法律が一部変わってあります。それに基づいて、今回の生涯学習センターの大規模改修工事はアスベストの検査を行ったということになります。

その中で、アスベストが体育館部分の上のほうの外壁のほうから出たということで、出たことによってそれを除去するということではなくて、アスベストが出たことによって、それに対応する工事をしてくださいという内容になっています。例えば、粉じん、アスベストを吸わないような防護服を着て工事をしてくださいとか、あとアスベストがほかに飛散しないように囲って工事をしてくださいといった内容になっているものです。今後、法律が変わったことによって、そういった調査や工事をするときの対応が変わってくるといった内容になっています。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第7号については、地方自治法第180条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第2 議案第46号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について

議長 日程第2 議案第46号 令和4年度舟形町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。なお、質疑につきましては歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。質疑はありませんか。

4 番 じゃあ、4ページになりますけれども、16款寄附金30万円とありますけれども、この内容をお聞かせください。

総務課財政主査 教育寄附金として、佐藤幸男さんから頂いた30万円の内容となっております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、28ページの第6款農林水産業の6、3、1の水産業総務事業で修繕料ということで主な事業に井戸工事と書かれてありますけれども、具体的にどのような工事になっているのか、ちょっと金額が大きくなっているようなので質問いたします。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず初めに、現在の鮎中間育成施設についてからご説明いたします。

施設で使用している水は、現在、4つの井戸からくみ上げております。今年10月時点で、4つのうち3つの井戸に異常が見られまして、揚水量、上げる水の量が減少していることが分かりました。この状態をそのままにしておりますと、来年度以降の鮎の飼育に支障を来すという心配が出てきております。

井戸の業者から調査していただいたところ、異常のある3つの井戸のうち、2つについては修繕で機能が回復できるという判断をいただきました。残り1つについては、井戸の老朽化等によりまして掘り直しが必要という判断をいただいているところでございます。新たに井戸を掘ることは非常に金額もかかるものですから、補助事業等の活用をただいま検討しているところであります。来年の鮎の飼育に必要な最低限の水量を確保するために、今回の修繕を実施するものであります。

修繕の内容につきましては、井戸本体そのものもそうなんですけれども、水中ポンプのストレーナー、あとは用水管、それぞれについて目詰まりを起こしているということがありまして、そちらを高圧洗浄であったり、ブラッシングといって、いろいろな棒状のものにブラシがついているものもあるんですけれども、3種類ほどの洗浄の方法を行いまして揚水能力を復旧させるという修繕工事になってございます。

7番 そういう工事にかかるということの説明ですけれども、まさに私が心配していたことの説明があったわけですから、つまり井戸の水が枯渇をし始めているのかもしれないという心配です。もう1つはもう出ないということですね、4つあるうちの1つは。

ということは、今後、そういった形で水脈の変化なりそういったものがあつたんじゃないかということも考えられるような内容ではないのかなと。つまり、今後こういった形で修繕、修繕を重ねていくよりは、新たな水源を見つけていくという方策も考えとしてはあるのかどうか、そこら辺を聞きたいわけです。修繕にずっとこのままかけていくのか、そこら辺の見通しについてどういうふうに考えているのか質問いたします。

農業振興課長 今回の補正予算で上げている2号井戸、3号井戸の部分については、目詰まりを解消すれば揚水量は確保できるという判断でありまして、もう一つの4号井戸についても、

水源を別のところから井戸を掘りまして水を確保するということですので、今回の2つについては、修繕を何年か置きに揚水量を見ながらしていくと。もう1つについては駄目なので、新たに掘るという計画になってございます。

7番 まさに鮎を養殖する上では生命線ということになると思いますので、適切な管理を行っていただきたいわけですが、養殖技術が発達したせいだと思うんですが、水槽に鮎を結構な数を養殖していたのか、それが原因かどうか分からないんですが、鮎が小さいとかそういった何年か前は苦情があったんですが、それがここ近年は大きい鮎に養殖できるようになってきたようなんですが、そういった養殖をする上でも水の確保というのはやっぱり一番重要だと私は考えているんです。

ですので、何かほかの漁協では川の水のオゾン殺菌とかそういったことをして、そのまま井戸を掘らずに何か使っているようなところもあるような記憶があります。そういった新たな水源というのを探しながらやっていくのも手があるんじゃないかなと思うんですが、そういった情報等を仕入れられているのかどうか質問いたします。

農業振興課長 新たな水の確保については、特に情報は得てはいないんですが、今回の修繕、そして新たに井戸を掘削することについては、県の水産振興課さんの指導もいただきながら、どういった確保の仕方が一番安価で最もよろしいのかということを相談しながら実施しているところでございます。

議長 ほかにありませんか。

1番 12ページの歳入、15の2の1、総務費国庫補助金でありますけれども、これマイナンバーカードの事業だと思いますけれども、70%でしたっけ、町でクリアしないと国からの補助が受けられないということでありますけれども、今段階での町の取得率を教えてください。

住民税務課長 公に公表してある数値を申し上げます。令和4年11月末時点の交付率でございます。舟形町については54.7%でございます。

1番 今、町の庁舎の玄関先でマイナンバーの取得を目指しているわけですが、12月の段階でのクリアできる方向性を模索しているのか、その点どのようなことになっているか教えてください。

住民税務課長 今、70%という数値について今年度中の目標とはしてあるところです。先ほど申し上げた54.7%の交付率ということで11月末時点と申し上げましたが、この数字の実際の交付率ですので、マイナンバーカードを申請して1か月かかるというところで考えますと、10月末時点まで申請された方に行き渡っているパーセントということになります。ですので、11月中、12月中の申請者についてはこの数字には反映されていないということです。

実際どのぐらいのペースで今増えているかと申し上げますと、毎月、200から220ぐらいで推移していますので、今度の12月末時点の公表では60%ほど行くんじゃないかと思っています。

残りはあと今年度の1月、2月、3月で残り10%をクリアするという目標をしておりますが、今週発行のお知らせ版等も見てくださいいんですけれども、今年度の申請のフォローについては、できない方は自宅まで訪問するとか、場所を決めていただければグループつくっていただいて公民館等に出張していきますということで実際実績もあるところですので、マイナポイントの交付の対象となる申請については今月中のマイナンバーカード申請に限るといふ今の状況ですので、その辺、防災無線等も使いながらアピールして交付率の上昇をしていきたいと考えているところです。

1番 今朝の新聞でも、代理でできるような仕組みを取っている町もあるようですけれども、なるだけいろいろなことを考えながら取得率アップを目指していただきたいと思います。答弁は要りません。

議長 ほかにありませんか。

3番 18、19ページ、第2款第1項22目新型コロナウイルス感染症対策費ということで、19ページのほうにテレワーク環境整備ということで、ここで端末の購入費用ということで300万円ほどの補正を組んでいますけれども、これは単価はどのくらいで何台を購入するのかお聞きします。

デジタルファースト推進室長 ただいまのご質問にお答えします。

今回は、テレワーク用端末として持ち運びができるパソコンを14台ほど導入する予定でございます。単価につきましては、パソコンの関連機器を含めまして1台当たり21万9,450円の14台と見込んでおります。

以上です。

3番 これに関して14台購入する予定ということで、これの使い方というか、どういう形でこの14台を活用していくのかお聞きします。

デジタルファースト推進室長 どのように活用していくかというご質問の前に、テレワークの概要について若干お話しさせていただきます。

テレワークにつきましては、ICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことを言います。大きく分けて4種類ございます。まず1つが在宅勤務型、もう一つがモバイルワーク、もう一つがサテライト型コワーキング、そして4つ目がワーケーションという、大きく分けて4種類ございます。

今回導入するテレワーク用端末は、この中のサテライト型のテレワーク環境の拡充を目的としているところでございます。具体的には、職員にコロナの陽性者が発生した場合などに、防災センターなどの出先の会議室などで分散勤務をすることでクラスターの発生を防止し、業務の継続性の確保を図ることを目的として導入するものでございます。

以上です。

3番 ちょっと私は最近テレビで見まして、若あゆ温泉の非常にワーキングがテレビで大々的にPRになっていたの、そこで使うのかなとちょっと今思ったもので、どういう使い方するのかという質問したわけですが、そうすると、これはあくまでも職員用ということで考えてよろしいということですね。

デジタルファースト推進室長 議員おっしゃるとおり、職員用ということでございます。

以上です。

9番 先ほどの1番議員に関連ということで結構なので、マイナンバーカードの発行状況、11月末で54.7%という答弁がありましたが、そのうちで健康保険証の代わりとして使える機能、あと公共料金等の入金としての口座指定、この辺の指定している割合、分かっているならば教えていただきたいと思います。

議長 9番議員、関連質問ですか。（「そうです、1件です」の声あり）

住民税務課長 今の割合についてなんですが、ひもづけされたかどうかの人数については、今のところ町のほうに情報は来ていません。ただというか、申請された方については、ほとんどカードが来たらマイナポイントをつけるにはどうすればいいかということで、来た場合については保険証、口座、全て登録しているような状況です。

議長 ほかにありませんか。

6番 ちょうどページ開いているので、19ページです。18、19ページ、2の1の22、新型コロナ感染対策、先ほどのテレワークの下でございます。回覧板用クリップファイル購入事業41万6,000円、コロナとこのクリップファイルにどういう関連があるのかお伺いします。

まちづくり課長 こちらの回覧板用クリップファイルにつきましては、町の文書配達でご使用、町内会でご使用いただいている回覧板なんですが、町内会長さんたちから、コロナの感染が拡大している中で、現在の回覧板は、皆さん触りますのでやはり感染予防対策としてちょっと心配があるといったご意見をまずいただいております。

あわせて、現在使っている回覧板も古くなってきて、古くなってきた場合は変えていたんですが、その予備もなくなってきておりますので、感染対策予防として、このクリップファイルにつきましてはアルコール消毒で拭いても悪くならない、あとはお湯で洗っても水が染みていかないといった高機能の耐水紙を使用しているものですので、ここのコロナウイルス感染対策のほうに計上したといった内容になっています。

6番 このお湯で洗ったり消毒するというのは、町内会長さんがやる仕事なの。また仕事が増えてしまうんだけど。そういう可能なファイルということは分かりましたけれども、何かもっと考えて、回覧板だからああいう仕組みしかできないのかもしれないけれども、コロナ対策ということであれば、もっと何かないのかなと思うんだけど。そうすると、ただお湯で洗ったり消毒はできるというだけであって、今と同じようなスタイルの回覧板だけな

んでしょう。

まちづくり課長 スタイルにつきましては、今と同じように文書を挟めて隣組のほうに回していただくといったスタイルになっています。

議長 6番議員、挙手を願います。

6番 さっき質問したの答えていないから。

議長 暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

議長 会議を再開します。

まちづくり課長 回覧板につきましては、町内会で、アルコール消毒や水拭き、またはお湯で拭くと、そういったものは町内会で管理していただきたいと考えています。

議長 6番議員、いいですか。ほかにありませんか。

3番 ページが36、37ページで、10款1項の4目スクールバス管理費でございます。昨日、1番議員の一般質問の中でこのスクールバスに安全装置をつけるということの答弁ございました。保育所の送迎バス、専用のやつが1台、あと小学校のバスと併用というのが3台ということで計4台ということで昨日答弁あったと思います。ここに72万円というような補正が出ていますけれども、この72万円というのは取り付けるバス、保育園の送迎バス1台のみの経費なのかお聞きします。

教育課長 ただいまご質問のあった装置をつけるバスの台数ですけれども、4台と計上してあります。1台当たり18万円掛ける4台で積算しているところです。

以上です。

3番 昨日の答弁の段階では、まだ仕様が決まっていらないような答弁でございましたけれども、その18万円1台当たりというような根拠は、仕様がある程度決まって18万円を計上しているのか、それとも、まだ仕様が決まっていらないとすればこの18万円という根拠はどこから出てきたのか、お伺いします。

教育課長 こちら保育環境改善補助事業という国の事業でありまして、国の令和4年度2次補正に計上されているものです。補正に上げる段階では、市場価格を踏まえた設定ということで来ておりますけれども、今現在もまだ要項等は示されておりません。ただ、11月の子ども子育て大臣でしたか、大臣の発言の中で18万円を上限とするという発言がありまして、県のほうとも相談して、その価格で1台当たり補正予算に上げるということがありましたので、その価格でしているところです。

以上です。

3番 分かりました。

細かいようですけれども、この18万円というのは機材だけの単価で、装置を設置する場合のそういった設置が決まっているほうはどういうふうになっているのか、お聞きします。

教育課長 厚労省から示されているスキーム図の中ではブザーの設置等に必要な経費とありまして、設置まで込みと認識しております。

議長 ほかにありませんか。

9番 ページが18ページ、19ページです。

2の1の6、まちづくり推進費の中で3番目の空き家対策事業が230万円増額ということですけれども、当初が918万5,000円、今回が230万円増ということで、非常に危険空き家の解体が進んでいるということで大変安心をしているところですが、当初の金額、そして今回の補正の金額によって何件の解体が進むのか。そして、この230万円を使った後の危険空き家の件数といいますか、何件ぐらい残るのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 空き家の進捗状況についてのご質問にお答えします。

空き家につきましては、今年度9月に、町内会長の協力を得ながら、県の指導を受けながら、再度、現地調査をしたところでございます。その結果につきましては、空き家が町内で114戸、うち危険空き家が25戸と現時点で把握しております。今回、補正に上げました空き家につきましては2件になります。住宅2戸、小屋1戸、申請者2名になります。危険空き家につきましては1か所になりますので、今回、補正分を差し引きますと25戸のうち1戸ですので、24戸の危険空き家が残っているという形になります。

現在までの空き家の解体状況につきましては、令和3年度までで66棟解体しております。今年度は当初予算900万円で9棟解体しておりますので、現時点までで75棟の解体をしているところでございます。

以上です。

9番 大変進んでいるようでほっとしているところであります。今後についても、やはりまだ114戸のうちということで、この中からまた新たな危険空き家が出てくるのかなと思いますが、1戸残っているということでありますが、この1戸の対応について、どのような対応を行っているのか教えていただきたいと思います。

地域整備課長 危険空き家につきましては、現在、25戸調査しておりまして、今回の補正予算のうち1戸を解体予定ということで予算計上させていただいております。

残り24棟、危険空き家があるわけなんですけれども、これにつきましては、お知らせ版、ホームページ等で事業制度の周知、あとは空き家をできるだけ適切に管理していただくような周知を徹底しながら、空き家解体のほうを進めていきたいと考えております。

さらには、今年度、空き家の解体についての計画を策定しているところでありまして、それ

に基づきまして、町内会との連携の仕方、県のほうとの連携の仕方を含めて空き家解体について体制を強化していく予定でございます。

以上です。

9番 大変失礼しました。まだまだ多く残っているということが分かりましたが、前回の定例会において固定資産税等についての一般質問を行った際に、この空き家等についても固定資産税は払われているという町からの答弁があったわけであります。当然、払ってくれている方がいるわけで、そういう方にこの舟形町での解体における補助制度を周知をしながら、早期に危険空き家の解体を進めるというのも一手なんじゃないかなと思います。地域整備課だけでなく住民税務課ともタイアップをしながらこの辺の進め方というのも大事なような気がしますので、この辺について町長の考えがあるとすればお聞きしたいと思います。

町長 9番議員さんのおっしゃられることは重々分かりますし、町のほうとしても、そういう制度説明については十分にしております。また、空き家対策の計画を今年度つくっておりますが、その際に、建築士、設計士さんのほうとか住宅メーカーさんとかいろいろ委員の方をお願いしていろいろお話をさせていただきました。

舟形町の空き家対策に対する補助というのは、新庄市の設計屋さんとかメーカーさんがおられましたので、新庄市から比べるともう数倍高くて、新庄市は制度はあるんですが全然進まないという状況であると、舟形町のはやっぱり上限100万円というのは非常にすばらしいという評価を受けたんですが、それにしましても、現在、先ほどアスベストの話が出ましたが、民間の住宅を取り壊す際についてもアスベストの費用対策というのがさらにかかり増しになっている状況もあります。

そうすると、やはり1棟を壊すのに200万円以上かかるということになります。上限100万円で出しますと、固定資産税を納付されている方について分かるのであるということで、その方が100万円以上のお金を出せるかということになりますと、総じて年金暮らしであったりとか非常に資産の少ない方が多くいらっしゃいます。その方に100万円ということで申し上げても、なかなかやっぱり進まないという現状が今後は増えていくだろうと思います。

そうしたところは、やはり地域の方々とかその相続関係にある人なんかも、十分に町として対応していかなければいけないとは思いますが、危険空き家についての24件については、しっかりとそういう対応をしながらやっていきますが、空き家になったときのリノベーション、早めの手当てというのが1つ肝要かなと思っています。危険空き家になる前にしっかり民家を再生するということで、誰かに渡すということも同時に進めていかなければならないと考えております。なかなか危険空き家になったものについての対応というのは、非常に厳しいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

1 番 30ページの商工費ですけれども、7の1と大きくちょっと確認したいと思います。今回、コロナ禍によってヒストリックカーミーティング、若鮎まつりが中止されたわけですが、まず、その体制についてですけれども、説明のほうの31ページのヒストリックカーミーティングですけれども、母体自体は変わっていないんですけれども、やっぱり事務的なメンバーが変わったということもあって、なかなか事業展開が、今年は中止しましたけれども、来年度以降する方向にしても事務的なものの関係上、実質また再度できるのか、その辺の修正とかを見直すのか、その点どのようなことを考えているのかお聞かせください。

まちづくり課長 ヒストリックカーミーティングに関してのご質問にお答えしたいと思います。

このヒストリックカーミーティングにつきましては、今ご質問にありましたように事務局体制が変わってきたということが現実としてあります。

それで、これが引き続きできるかどうかということなのですが、こちらには実行委員に町としては入っているものの、事務局に町は入ってはおられません。事務局はそこに入っている、例えば、NPOさんとか、あと前であると商工会さんとか、ああいったところで事務局やっていたんですが、最初の取決めというか約束事というか話の中で、町は事務局にはなれないといったことで進んできた経緯があります。そういった中で、来年以降、事務局体制がどのようになっていくか、併せて開催できるかといったことについては、実行委員会等々でお話は重ねております。そういった中で、開催できるかどうかは、やはり実行委員会で話をしていく中で決めていくしかないのかなと思っています。

そこで、開催するためにはどうたらいいのか、あとは先ほど申し上げましたように、当初、町はちょっと事務局にはなれないといったお話で進んできておりますので、そういったところも私は考えていきながら、来年、どう開催できるのかを話し合っていかなくてはならないのかなと考えているところです。

1 番 今朝の新聞にも、大々的に1面で町の町長をはじめ長澤社長、あとは金 寛美さんがという記事がありますけれども、これから観光業にも力を入れるというような課題がありましたけれども、やはりこういう1つの若鮎まつりだったりヒストリックカーミーティングだったり鮎釣り大会だったりとか、いろいろやはり町の魅力をすごくもうちょっと前に出しながら観光的なものにも力を入れてほしいと思いますけれども、来年、コロナと共存しながらいろいろなイベントを開催していかなければいけないと思いますので、前向きに開催できる力添え的なものを町のほうからもいただきたいと思いますので、その点よろしく願いしたいと思います。

まちづくり課長 新聞にも掲載ありましたように、町の魅力をやはりこれからどんどん発信していかなくちゃいけないと、それは私も本当に同感でございます。

それで、ヒストリックカーミーティングの件に戻りますと、これについては、町では現場の

作業、例えば、駐車区割りとか看板立て、そういったいろいろな準備があるわけです。そういったところで、十分に町のほうでは職員も出て実行委員の一員として協力していると感じています。

ただ、参加されるオーナーさんへの参加または取りまとめ、そういったところにつきましては、やはり主体的になってくれる事務局が、町ではなくこれまで同様、実行委員の団体でできるところを探していくべきだと私は考えているところでございます。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、32ページの第8款2項の中で、これは光熱費に対する質問なので、2か所あるので2項にとどめておきます。

まず、上では道路維持事業の中で24万6,000円、下の除雪対策費で224万8,000円ということで、これは燃料高騰によるそういったものの対策としてのあれなのか、増額補正なのか、質問いたします。

地域整備課長 まず最初に、除雪対策費の光熱水費につきましては、融雪の電気料、消雪道路の電気料の燃料高騰対策分になります。これからの使用量が多くなってきますので、全体で昨年度の実績から1.35倍、35%増しの計算で、今回、少ない分を補正したところでございます。

道路維持費の光熱水費につきましては、橋梁の街灯料等の燃料高騰対策分になります。

以上です。

7番 ここから質問がちょっと広がっていきますけれども、各款で光熱費の項目が今年は相当多いなと見ています。去年の補正予算を見てもこれほどの高騰対策の補正は上がっていないので、各款で中学校の光熱費であったり福祉避難所であったり、総務課の中での総務費の中での光熱費対策というのは、結構何十万円から教育関係では100何ぼとかというのが出ている全体の中で、32ページに戻っていただいていいんですけれども、財源の内訳にそれはほとんど、多分、全部は見えていないんですけれども、一般財源を充てているという内容になっております。つまり、この燃料対策について、今までの町のやり方からすると、将来、国とか県から補助する見込みがあるのを見越して一般財源から出しておくんだなんていう答弁も過去にあったような気がするんですけれども、この財源措置は、今回は一般財源からのみの財政負担になるのか、それとも、将来、そういったもしかしたら補填してくれるかもしれないという見越しを立てているのか、そこら辺のところについて質問いたします。

総務課長 今回の電気料といいますか光熱水費につきましては、町全体で今回、国のほうでもウクライナ危機であったりとかロシアのほうの問題もありまして燃料費が高騰しているという中で、今後の見通しも立てながら補正を要求してくださいということで要求してもらったところなんです。

先ほど地域整備課長からもありましたけれども、35%という余りを見て補正したということですが、総じて30%から50%ぐらい高くなるというところでの見込みで要求をいただいております。

財源につきましては、今回につきましては一般財源ということでございますけれども、交付税措置または特交措置などのほうでの今後見られる部分もあるのかなとは考えているところでございます。

以上です。

2番 同じページになります。32、33ページの8の2の2、道路新設改良費のところです。右側のところに、説明のところで用地購入費472万6,000円となっておりますけれども、この詳細を教えてくださいたいと思います。

地域強靱化対策室長 そちらの内容につきましては、令和3年度の繰越し分で用地購入費を予定していたんですが、こちらのほうは進捗状況があまりよくないということで、そちらのほうを組み替えて、今回の補正の用地購入費を令和4年度分の補正で見たところでは、

三角の部分につきましては、472万6,000円となるように工事請負費のほうで調整しているような形になっております。

以上です。

2番 お金のやりくりのほうの今説明だったと思うのですが、具体的な場所を教えてくださいたいと思います。

地域強靱化対策室長 大変申し訳ありません。町道福寿野岡矢場線の用地購入費の内容となります。

以上です。

2番 場所は分かりました。具体的にですけれども、長さといいますか幅といいますか面積といいますか、その辺分かればちょっと数字で教えていただければと思います。

議長 暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

議長 会議を再開します。

地域強靱化対策室長 手元のほうに詳しい内容まではちょっと持ってきていなくて、宅地分とあと田んぼの分という形に分かれるんですが、宅地分は全部購入しているという内容になっていまして、今回の分はその宅地の分を除いた金額分の中身になります。

面積のほうなんですけれども、ちょっと単価が宅地のほうが高いので、正確にはちょっと今手元に持ってきていないんですけれども、後で調べてそちらのほうは回答したいと思います。

よろしくお願いします。

議長 ほかにありませんか。

1 番 36ページの教育費の右側の減額のあれですけれども、右側37ページの一番下の欄の交流事業がマイナスの要因でしようけれども、コロナ禍によって交流事業ができないということは3年目を迎えているわけですけれども、マイナスになるということの前に、まず交流自体の人数、都会の人数とこちらの人数が合わないということで、真室川の少年自然の家でするような形を取っているようですけれども、この3年間でやはり町の施設を利用する方向性とかそういうふうに変ったような話の段階というのはなかったのか、その点ちょっとお聞かせください。

教育長 ここ3年、コロナ禍で中止になってきているわけですけれども、3年前に先ほど1番議員がおっしゃるとおり人数のアンバランスもあって、民泊は大変楽じゃないということで集団泊ということで神室少年自然の家ということになりました。

その後、毎回、人数がさほど変わりなく推移しているんですが、まずは集団泊をやってみての今までの交流の成果が担保できるかということで、世田谷区のほうとも話し合いをしています。その際に、舟形町での宿泊という可能性についても、やっぱり体験実習館、それからコテージを活用してという話も当然やっております。

ただ、そうするとやっぱり管理する人ということになり、世田谷の山崎・代沢小学校の夜間の児童の管理等も当然あるわけで、それは町と共に検討していかなければならないことなんですけど、いろいろなことを検討する中で、まずは集団泊をということで1か所という発想でしたので、でないといけないという向こうの意向もあるので、今はそういう形での交流をまずやってみようという格好で3年が経過してございます。

その結果をさらに検討して、またよりよいといいますか交流の仕方について、毎年度検証していくということになってございます。

1 番 他地域を使うのは現状的には仕方ないのかなと思いますけれども、この3年間の時間があつたわけですから、やはりどうにか舟形町で開催できないかという話し合いもあつてもよかったのかなと感じています。舟形との交流なわけでありますから、できる限りやはり町でこなせるような事業にしていっていただきたいと思いますけれども、その辺の答えだけで答弁よろしくお願いします。

教育長 何もしてこなかったわけではなくて、当然、先ほど申し上げたとおり体験実習館とあとコテージを活用してということは何度も申し上げているんですけれども、やはり児童の管理という面での対応についてが楽でないと。町長のほうからも、旧富長小学校の交流センターということでも言われてはいるんですけれども、いろいろな今後可能性を検討して対応していきたいと思っておりますので、何も検討していないというわけではございません。

議長 ほかにありますか。

6番 20ページの2の3の1、戸籍住民基本台帳、21ページの説明の中で戸籍住民基本台帳事業ということで会計年度職員の報酬、マイナスの116万2,000円ということになってございますが、これは会計年度職員が不要になったといいますか、そういうことで報酬が減額になっているのでしょうか。お伺いします。

総務課財政主査 戸籍住民基本台帳事業の会計年度職員の報酬手当、費用弁償につきましては、当初、4月から3年度から雇用している方いらっしゃったんですけれども、その方がちょっと今年度については任用できなかったために、予算を置いていましたんですけれども、この12月までについて実際雇用していなかったものですから、その分、12月までの分について減額をしたというところになります。1月から3月については、今後の雇用の任用の可能性も含めて予算は計上して残しているところになります。

以上です。

6番 先ほどからマイナンバー交付云々の話が出ている中で、採用できなかったということで国からの事務に係る補助金も返還しているようでございますが、計画的に予算を取っておいて、採用できなかったという、来てくれなかった、別の仕事に就いたのかもしれませんが、そういうことでこのマイナンバーを普及しているさなか、ちょっと計画的にまずいんじゃないかなと思うんですけども、その辺り、町長どうでしょう。来なかったのはしょうがないかもしれませんが。

町長 [REDACTED] 少し年配の女性の方がおられたんですが、その方が体調不良ということで今回は採用できなかったということなんですが、基本的にやっぱり町の方針としまして、職員が現在73名という非常に少ない状況の中で職員の採用を毎年増やしている状況であります。

一方で、会計年度任用職員についても、職員以上の会計年度任用職員がいるということで、10年以上前になるかと思いますが、緊急雇用対策事業で雇った方々がそのまま継続してあるということがあるものですから、そういったところで少しずつ会計年度任用職員については適正な人数にしていこうという方針がまず1つございます。

今回のマイナンバーカードとの絡みも非常に深いわけでございますが、たまたまそういったことでできなかったということが1つございます。

あわせて、今回、12月までの分を減らしたということについては、窓口の職員の産休等もございまして、そういったことも予定しながらということで3か月分残して、その状況を見ながら対応できればと思っております。

あとマイナンバーカードの関係につきましては、リングローさんのほうにお願いをして窓口対応を個別にやっておりますので、それで十分かどうかということにはなるのかもしれない

んけれども、まず、そういったことで会計年度任用職員が1人少なくなった分をリングローさんをお願いしながらやっているということでもありますので、町として、今後その対応について、普及させていく上でも職員とともに尽力をしていきたいと思いをします。

6番 普及、普及と言っている中で、人が足りなくなっているということ、これ一番下のマイナンバー関連業務委託料という70万4,000円がリングローさんにお支払いしている分なんでしょうか。

住民税務課長 議員おっしゃるとおり、70万4,000円がリングローさんへの委託料となります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

議長 日程第3 議案第47号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議長 日程第4 議案第48号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長 日程第5 議案第49号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 金額的な話じゃないんですけども、今年度の6月の定例会の中で、舟形駅前下水道用のポンプですか、あれが故障して今通常2台あるところを1台で稼働させていると思うのですけれども、その故障した分、今発注されていると思いますけれども、工期が令和5年の3月、多分17日という回答あったと思うんですけども、その今現在の、結論から言いますとそこまで物が入ってきて大丈夫なようになるんですかというちょっと質問します。

地域整備課長 ポンプの進捗状況につきましては、順調に進んでおりまして年度内に納入される

ような形で進めております。申し訳ありません。完成しているということで、すみません。

2 番 完成しているということで安心したんですけども、このところのいろいろなもの、車なりいろいろなものがそうですけれども、納期がずれ込んでいるというちょっと頭があったもので、あえて質問したところでした。大変ありがとうございます。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 5 0 号 令和 4 年度舟形町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議長 日程第 6 議案第50号 令和 4 年度舟形町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、これをもって全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

午前11時53分 散会

令和4年12月8日（木曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和4年第4回舟形町議会定例会第3日目

令和4年12月8日（木）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副町長	鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者	伊藤 茂 樹	総務課財政主査	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長	鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長	沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	監査事務局長	相馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬 広 志	主 事	沼澤 靖 子
--------	--------	-----	--------

議事日程

- 日程第1 議案第51号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第52号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第53号 舟形町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第54号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の設定について

日程第5 議案第55号 舟形町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について

日程第6 議案第56号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第7 委員会付託の審査報告

陳情第8号 安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改
善を求める意見書の提出に関する陳情

追加日程第1 発議第3号 安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇
改善を求める意見書の提出について

日程第8 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

産業振興常任委員会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

**日程第1 議案第51号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について**

議長 日程第1 議案第51号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

**日程第2 議案第52号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について**

議長 日程第2 議案第52号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 舟形町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第53号 舟形町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議長 日程第4 議案第54号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

3番 ちょっと1点だけお聞きしたいと思います。

新旧対照表の19ページで、第7項で55歳云々という文言あります。アンダーライン引いてい

る部分の下から3行目から、勤務成績が特に良好である場合に限りということに文言ありますけれども、この勤務成績の良好云々というのは、誰がどのような形で判断して決めるというか示すのか、お聞きしたいと思います。

総務課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、現在、舟形町においては職員に対して人事評価制度というものを取っておりまして、毎年1年間かけて人事評価を行っております。職員については、上司、課長、最初に自分で自己判断をして自己審査をしたものを課長職の方が判断をして、最終的には特別職のほうで判断するというようなところで、人事評価制度に基づきまして、こちらのほうの勤務成績については今判断するような形になってございます。

3番 そうすると、あくまでも、例えば、総務課であれば総務課の中で課内で自己申告して課長が判断して上に提出するという流れで行くということですか。

総務課長 まず、自分で自己評価をして、その次に1次評価者ということで管理職の方、そして2次評価者ということでさらに特別職のほうでという流れで評価をして、最終的な人事評価が行われるようになっております。

議長 ほかにありませんか。

2番 先ほどの課長の説明の中で、例えばですけれども、最終的に62歳まで勤務する方がいた場合ですけれども、管理職の方は60歳で管理職が解けるわけですから、60歳で一旦定年してさらに2年間というやり方と、62歳までという2通りの勤務の仕方があるという認識でよろしいでしょうか。

総務課長 基本的にはそういうふうになります。退職をしないでそのまま引き続き62歳まで勤めるのか、または一旦退職をして62歳まで再任用短時間制度という中で勤務をするのかというパターンを選択するような形になります。

2番 そうした場合ですけれども、60を過ぎてから62歳までの2年間の福利厚生といいますか、その辺の違いとかは発生してくるのですか。お聞きしたいと思います。

総務課長 基本的に、給与は60歳までの部分について比較して7割まで減額になります。あと手当などについても、期末・勤勉・時間外手当などは7割になると、あと通勤手当であったりとか扶養手当、あと寒冷地手当などについては、変わらず10割で手当については支給するということになります。そういったことで、内容については変更になる部分もございます。

追加で、福利厚生部分につきましては、市町村共済組合に加入している部分については引き続き60歳前と同じ内容で使えるようになります。

2番 すみません、じゃあ大体分かったんですけれども、ストレートに62歳まで2年間延長したときと、60歳で一旦定年してからの2年間を比較した場合ですけれども、この2年間で、例えばですけれども、お金の話ですけれども、同じ級といいますか等級の方が2年間働いた場

合ですけれども、違いは発生してくるのかお聞きしたいと思います。

総務課長 短時間になった場合は、その短くなった部分について減給になりますので、そこら辺での差はついてきます。給与についてはそこら辺が変わってきます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 舟形町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について

議長 日程第5 議案第55号 舟形町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

4番 すみません。第2条2項の部分に、年齢は60歳と定義するとありますけれども、60歳からなんでしょうけれども、この上は何歳までという定義はないんでしょうか。

総務課長 上限はありません。

4番 制限がないということで、70でも80でもということになるのかもしれませんが、60歳から高齢者という確かに高齢者なんだろうけれども、ちょっと早いのかなという思いがありましたので質問をさせていただきました。

総務課長 上限はありませんけれども、あくまでも職員である期間に限られますので、70とか80での職員というのは考えられませんので、そういう上限はないということでございます。

議長 いいですか、小国議員。

ほかにありませんか。

6番 35ページの第2条の1項、2段目のくだりですが、5分を単位とすると、この5分刻みというのは国の指導なんですか、基準なんだろうかと。

総務課長 先行してこの条例をつくっている先進地のところの条例を参考にしてつくらせていた

だいております。

6番 先行している自治体ということで、その自治体がどういうふう考えたのか分からないけれども、国の基準とか指導ではないということもあるわけですよね。5分というのは、ちょっと刻みが細か過ぎるといいますか、職員の方がじゃあ5分間だけお休みくださいという場合は、上司の方に申請か何かする、どんな形でするのでしょうか。管理がちょっと難しいんじゃないかと思うんだけど、その辺りどうでしょうか。

総務課長 そちらの運用の部分については、これから規則や規定などで定めるようになると思いますけれども、極端な話、これは申請をしていただいて承認をしてからの話となりますので、そういった一応5分単位とはなっておりますけれども、そういった5分単位で申請したからといって許可をするという話ではないと考えております。そちらにつきましては、最低30分であったりとか最低1時間とかという形で運用のほうはなされていくように考えております。

6番 それでは、町のちょっと資料見てこなかったんだけど、現行としてある、例えば、ちょっと昼から休みをいただくとかそういう場合の時間の刻みも5分なんではないでしょうか。

総務課長 現行は15分単位となっております。

議長 斎藤議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたので、舟形町議会運営のための申合せ事項により発言は許可しませんので、改めて発言をお願いします。
ほかにありませんか。

9番 先ほどの4番議員の質問の中で第2条第2項の件ですけれども、この年齢は60歳という捉え方ですけれども、仮に4月誕生の方が当然4月で60になっていると、課長の場合ですけれども、そうした場合は年度末までは課長としての職務でいくということでもいいんですよね。そして、次の年の4月1日以降に降格になって、どうなるか分からないけれども、そのときから高齢者部分休業に入っていくという考え方でいいのか、確認のため質問したところでした。

総務課長 課長とかそういったところには関係なく、あと60歳になった時点からこの制度は使えるという形になります。

9番 先ほどの改正の中に、年度末までは課長職としてとどまることができるという文言があったように思いますが、本人が希望しなければ年度末までは課長として残ることができるということでもいいんでしょうか。

総務課長 今のこの高齢者部分休業に関する条例につきましては、先ほどの管理職の部分とは全然関係のない部分でございます、こちらの高齢者部分休業に関する条例につきましては、管理職であっても管理職でなくても、60歳になった時点で在職している場合については、この制度を使うことができるというものでございます。

9番 そうしますと、あくまで本人が判断をして高齢者部分休業を利用するかどうかを判断していくということで、あくまで、ぜひとも本人が希望すれば年度末まで課長としての在職ができるということでもいいんですよね、じゃあ。あくまでこのものの数字に必ず該当しなきゃならないということではないという理解でいいんですか。

総務課長 一旦、部分休業の条例からあと外れてお答えさせていただきますけれども、先ほどの定年延長による部分につきましては、年度の途中で60歳になって、その年度末で3月31日まではその職にとどまることはできます。その3月31日を越えた部分、次の4月1日からは降給するという形になりますので、その年度中につきましてはその職にとどまることはできるとなっております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第6 議案第56号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第56号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 委員会付託の審査報告

議長 日程第7 委員会付託の審査報告を議題といたします。

陳情第8号 安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情について、伊藤欽一総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和4年12月8日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長伊藤欽一。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第8号。付託年月日、令和4年12月6日。件名、安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情。審査結果、採択。

以上報告いたします。

議長 これより陳情第8号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第8号は委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

ここで文書配付のため暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

ここで本日の日程の追加についてお諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました議事案件を追加議事日程のとおり本日の日程に追加した

いと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 発議第3号 安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出について

議長 追加日程第1 発議第3号 安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番 発議第3号 令和4年12月8日、舟形町議会議長殿。提出者、舟形町議会議員伊藤欽一、賛成者、舟形町議会議員荒澤広光。

安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第99条並びに舟形町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由でございます。

新型コロナウイルスによる感染拡大をはじめ、県内で毎年のように発生する自然災害への対応や、新たな感染症などに備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院をはじめとする医療・介護・福祉等、公衆衛生施策のさらなる充実が極めて重要な課題です。

以上の趣旨から、別紙意見書を提出するものでございます。

議長 なお、意見書の内容については事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 それでは、朗読いたします。

安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルスによる感染拡大は、日本国の国内はもとより山形県内でも医療や介護の提供体制に深刻な影響を及ぼし、未だにその余波は続いています。これは、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員などの不足が根本的な原因です。こうした人手不足が長年続く状況を解消するためにも、OECD加盟国の平均を下回る看護師の賃金や、他産業と比べ月額7万円近く低い介護職の賃金など、医療・介護・福祉労働者（以下ケア労働者）の処遇改善が急がれます。また16時間を連続で働き続けなければならない過酷な長時間労働や、寝る間もない極端に短い勤務間隔などを解消するために、夜勤規制や労働時間規制を含めた実効性のある対策は喫緊の課題です。

山形県では8月3日に置賜を中心とした大雨被害が発生しましたが、こうした毎年のように

発生する自然災害への対応や、新たな感染症などに備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院をはじめとする医療・介護・福祉等、公衆衛生施策のさらなる拡充は極めて重要な課題です。

以上の趣旨から、下記事項について国に要望いたします。

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、全てのケア労働者の処遇改善を実施すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交代制労働」に関わる勤務環境を改善すること。
 - ①夜勤回数の制限、労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保など、勤務環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」や在宅・訪問看護の際の「1人体制」をなくし、複数体制とすること。
3. 今後起こりうる新たな感染症や災害等への備えとして、感染症医療・災害医療・救急含む一般医療等、それぞれの医療提供が滞ることのない、ゆとりある体制を地域の実情に合わせて国の責任で整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月8日 山形県舟形町議会議長

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財 務 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決します。発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第 8 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

伊藤欽一総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和 4 年 12 月 8 日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長伊藤欽一。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和 4 年 9 月 29 日（木）
2. 調査内容 舟形中学校の I C T 教育推進事業について
 - (1) A I ドリル（Q u b e n a キュビナ）の活用状況
 - (2) I C T 教育実施状況
3. 調査方法
 - (1) A I ドリルを使った授業視察（3 年生：社会科）
 - (2) I C T 機器の活用状況説明（校長先生）
 - (3) Q u b e n a ソフトについての説明（(株)COMPASS 本社からリモートで説明）
4. 調査状況
 - (1) A I ドリルを使った社会科授業「選挙の意義と仕組み」は、生徒各自がタブレットで問題を解き、各自の解答状況がその都度先生の端末で把握できるシステムになっており、タブレット、A I ドリルが効果的に活用されていた。
 - (2) Q u b e n a は回答が不正解でも各自のつまずき箇所が違いため、その間違いの原因を解析して正解に導くことができることで生徒の基礎学力向上と、先生方の業務内容を軽減することにもつながるソフトとして活用されていた。
 - (3) 機器の活用については、先生方へのチャットによる連絡や、生徒各自の健康観察にも使用しており、アプリやソフトなど導入機材が整い、十分に活用されていた。
5. 所管

A I ドリルは、回答の間違いや、つまずき箇所を見つけ出し、正解に導くことができる教材である。使用状況について、教育事務所からも評価を受けたことは、I C T 機器導入後の利活用について学力のレベルアップにつながっており、委員会としても大変評価できるものである。

また、校長先生がリーダーとなり、機器の活用等に熱心に取り組まれ、教員の

意思疎通も図られており、さらなる学力の向上を願いたい。

今後は、小学校から同様のＡＩドリルを導入することで、中学校へ進学後の高度な機器活用に移行することができるような授業体制を検討する必要がある。

ＡＩ授業を導入してからの学力の変化などについては、年度ごとに結果を把握し、次年度の授業に活用し、学力のレベルアップに努めてもらいたい。

以上でございます。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、佐藤広幸産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和４年１２月８日 舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長佐藤広幸。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

１．期日 令和４年１１月２１日（月）

２．事業の概要・進捗状況の調査事項

（１）東北農林専門職大学（仮称）総合プロジェクトについて…農業振興課

①学生の住環境整備・学生用アパートの建設

- ・学生用アパート１棟１０～１２室・教職員アパート１棟１０～１２室の提案
- ・住宅造成工事を発注し、請負業者が施工中
- ・民間業者による建築内容の提案を受付中（建設に支援を検討）

②通学及び生活における交通手段の支援

- ・１年生を対象にスクールバスの運行を検討中
- ・在学２年時に向けてリース車の賃借料補助を検討中

③就農支援

- ・学生及び新規就農希望者を支援する組織の設立を検討中
- ・卒業者を対象とした新規就農時の支援策を検討中

④本町の支援制度の周知

- ・同大学に係る本町の支援制度の周知を実施予定
- ・県内の農業系高校への周知予定
- ・同大学のオープンキャンパス（令和5年9月頃）において周知予定

(2) 東北農林専門職大学（仮称）関連造成事業について…地域整備課

①東北農林専門職大学アパート用地造成工事

- ・工事概要 整地施工面積3,460平米 水路工等
- ・契約金額 1,925万円

②工事の進捗状況

- ・10月4日～現地測量、支障物の撤去運搬
- ・11月17日～盛土 最上清水地区ほか河道掘削工事から搬出された土砂を国交省より無償提供

(3) 河川災害防止対策事業（寺下地区）について…地域整備課

(県)・新舟形橋脇に堤防を新設、排水樋門はオートゲートを設置

- ・裏の山揚水機場取水口にスピンドルゲートを設置
- ・工事の進捗状況 60%～70%の進捗状況で年度内の完成

(町)・堤防の新設箇所と夫婦川に可搬式水中ポンプを導入（口径150mm 6台）

- ・ポンプ・操作盤・収納倉庫は1月末納入予定
- ・ポンプの配管、給水槽は堤防完成後に施工
- ・契約金額 4,559万5,000円

(4) 生涯学習センター大規模改修工事の進捗状況について…まちづくり課

①建築改修工事

- ・屋根改修・外壁改修・内装改修・その他

②電気・機械設備改修工事

- ・照明器具の更新、空調設備の更新・新設に伴う電源工事
- ・アリーナ温風暖房機の更新に伴う改修工事2基

③進捗状況

- ・工事の95%の進捗で、令和4年12月20日完成予定

3. 所感

- (1)(2) 学生用アパートの入居を充実させるには長い目で見る必要がある。他町村よ

り好条件で頑張らないと入居は難しいのではないかと。

また、交通手段の補助については、町民の理解が得られるような適切な対応が望ましい。

(3) 河川災害防止対策事業は小国川のせせらぎ水路をせき止めての工事であり、本町流雪溝の流末と県道除雪の投雪場所であることから、せせらぎ水路に水を通水しながら工事を進めるよう県に要望する必要がある。

(4) 大規模改修により使い勝手がよくなった。地域にとって大切な施設なので充実した利用方法を話し合い、さらに活用していただきたい。

以上です。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告についての質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議長 これをもちまして12月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお礼の申出がありますのでお受けします。

町長 令和4年度第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

12月6日から3日間の日程で、専決処分が1件、令和4年度一般会計補正予算(第6号)、介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)、農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、水道事業会計補正予算(第1号)と予算の補正が5件、舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、舟形町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例と条例の制定が3件、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、舟形町職員の高齢者部分休業に関する条例と条例の設定が2件、舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任が1件、合計12件につきまして、満場一致でご決議賜りまして御礼を申し上げます。一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご

提言は真摯に受け止めまして、職員の皆さんと一緒に行政運営に努めてまいりたいと思います。

さて、初雪を観測し、朝晩の冷え込みが厳しくなってきました。議員各位におかれましては、師走に入り何かと慌ただしい時期となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。3日間、どうもありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和4年第4回舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議、ご苦労さまでございました。

午前11時22分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 湊 太

署 名 議 員 小 国 浩 文

署 名 議 員 叶 内 富 夫